

平成25年9月

人事行政の運営等の状況

和歌山県

目 次

I 人事行政の運営状況

1 職員の任免及び職員数に関する状況	1
(1)採用者数	
(2)退職者数	
(3)再任用職員の採用・離職状況	
(4)再任用職員数	
(5)部門別職員数の状況と主な増減理由	
(6)年齢別職員構成の状況	
(7)職員数の推移	
2 職員の給与の状況	5
(1)総括	
(2)一般行政職給料表の状況	
(3)職員の平均給与月額、初任給等の状況	
(4)一般行政職の級別職員数等の状況	
(5)職員の手当の状況	
(6)特別職の報酬等の状況	
(7)公営企業職員の状況	
3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況	21
(1)一般職員の勤務時間の状況	
(2)一般職員の勤務時間の運用状況	
(3)一般職員の年次有給休暇の使用状況	
(4)特別休暇の導入状況	
(5)介護休暇の取得者数	
4 職員の分限及び懲戒処分の状況	22
(1)分限処分者数	
(2)懲戒処分者数	
5 職員のサービスの状況	24
(1)育児休業、育児のための部分休業及び育児短時間勤務の取得者数	
(2)育児短時間勤務の取得者数等	
(3)修学部分休業の実施状況	
(4)高齢者部分休業の実施状況	
(5)自己啓発等休業の実施状況	
6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況	25
(1)研修状況	
(2)勤務成績の評定状況	
7 職員の福祉及び利益の保護の状況	32
(1)公務災害・通勤災害の認定件数	
(2)健康診断実施状況	
(3)(財)和歌山県職員互助会・(財)和歌山県教育互助会・(財)和歌山県警察共助会の状況	
8 その他知事が必要と認める事項	33
定年退職者・勸奨退職者の再就職者数	

II 人事委員会の業務状況

1 職員の競争試験及び選考の状況	34
2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況	44
3 勤務条件に関する措置の要求の状況	57
4 不利益処分に関する不服申立ての状況	57

I 人事行政の運営状況

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1)採用者数 (平成25年4月1日付) (単位:人)				(平成24年度:平成24年4月1日～平成25年3月31日)(単位:人)						
試験(検査)区分	合格者数	採用者数	内女性	試験(検査)区分	採用者数	内女性				
I種	一般行政職	58	57	15	I種	一般行政職	64	17		
	情報職	2	2			総合土木職	13	2		
	総合土木職	15	15	2		建築職	2			
	建築職	2	2			化学職	2	1		
	電気職A	1	1			農学職	5			
	機械職	1	1			林学職	2			
	化学職	2	2	1		水産職	2			
	農学職	6	6	4		学校事務職	7	1		
	林学職	3	3	1		警察事務職	9	5		
	水産職	2	2							
	学校事務職	7	7	5						
	警察事務職	9	8	6						
	小計	108	106	34		小計	106	26		
II種				II種						
小計	0	0	0	小計	0	0				
III種	一般事務	5	4	3	III種	一般事務	4	3		
	土木	1	1			土木	1			
	学校事務職	12	10	5		学校事務職	7	3		
	警察事務職	6	3			警察事務職	6	6		
小計	24	18	8	小計	18	12				
教員	小学校教員	116	114	66	教員	小学校教員	117	73		
	中学校教員	81	81	32		中学校教員	74	33		
	高等学校教員	83	77	31		高等学校教員	73	29		
	特別支援学校教員	41	42	30		特別支援学校教員	36	26		
	養護教員	7	7	7		養護教員	7	7		
	寄宿舎指導員	4	4	3		寄宿舎指導員				
	実習助手	5	5	3		実習助手	9	5		
	小計	332	325	169		小計	316	173		
	警察官	警察官A男性一般	49	38			警察官	警察官A男性一般	40	
		警察官A女性一般	5	5		5		警察官A女性一般	4	4
警察官A男性武道		2	2		警察官A男性武道	2				
警察官B男性一般		41	40		警察官B男性一般	40				
警察官B女性一般		5	5	5	警察官B女性一般	4		4		
警察官航空操縦士					警察官航空操縦士	1				
小計	102	90	10	小計	91	8				
資格免許職等	医師	3	3		資格免許職等	医師	4	1		
	社会福祉士	4	4	3		社会福祉士	2	2		
	臨床心理士	1	1			精神保健相談員	1			
	精神保健相談員	1	1			獣医師	5	3		
	獣医師	3	3	2		薬剤師	5	3		
	薬剤師	1	1			保健師	2	2		
	保健師	2	2	2		栄養士	1	1		
	栄養士	1	1			臨床検査技師	1	1		
	診療放射線技師	1	1			看護師	9	7		
	研究員	2	2	1		工業技術技師	1	1		
	職業訓練指導員	2	2			学校栄養職員	1	1		
	看護師	7	7	5		文化財専門員	2	1		
	専任教員	3	3	3		体育指導員	3			
	学校栄養職員	2	2	2		県立自然博物館学芸員	1			
	文化財専門員	3	3	1		司書	1	1		
	体育指導員	9	9	2						
	県立自然博物館学芸員	1	1							
	司書	1	1	1						
	教官	1	1							
	小計	48	48	22		小計	39	22		
合計	614	587	243	合計	570	241				

(2)退職者数 (平成24年度) (単位:人)									
区分	合計	定年退職		勸奨退職	普通退職		その他		
			勤務延長後の退職	(定年前希望退職を含む)	在職期間の通算を伴う退職等	分限免職	懲戒免職	失職	死亡退職
一般行政職	165	97		31	31	17		1	5
研究職	7	6			1				
医療職	26	8		6	12	7			
技能労務職	27	23		4					
教育職	492	233		183	69	50	2		5
警察職	119	62		18	38	23			1
合計	836	429	0	242	151	97	0	3	11

(注) 1 「普通退職」とは、定年退職及び勸奨退職のいずれの事由にも該当しないで離職する場合をいう。(例:自己都合による退職や、二以上の地方公共団体の職員としての身分を併有していたが一方の地方公共団体を離職した場合等)
 2 「在職期間の通算を伴う退職等」とは、「普通退職」の要件に該当するもののうち、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き他の地方公共団体、国等の職員となるため退職手当を支給されずに退職した場合や、二以上の地方公共団体の職員としての身分を併有していたが、一方の地方公共団体を離職した場合をいう。

(3)再任用職員の採用・離職状況

(平成24年度)

(単位:人)

区分	合計		再任用職員数										合計		再任用職員の離職者数							
			常時勤務職員		短時間勤務職員		15時間30分以上 19時間22分30秒未満		19時間22分30秒以上 23時間15分未満		23時間15分以上 27時間7分30秒未満				7時間7分30秒以上 29時間3分45秒未満		29時間3分45秒以上 31時間以下		常時勤務職員		短時間勤務職員	
			任期更新	任期更新	任期更新	任期更新	任期更新	任期更新	任期更新	任期更新	任期更新	任期更新			任期更新	任期更新	任期満了	任期満了	任期満了			
一般行政職	157	101	2	2	155	99			1	1	154	98					48	35	2	46	35	
研究職	10	0			10	10					10	10					2	2		2	2	
医療職	13	10			13	10					13	10					6	6		6	6	
技能労務職	32	27	1		31	27									31	27	8	7	1	1	7	6
教育職	46	25	46	25	0	0											31	6	31	6		
警察職	16	5	2	1	14	4					14	4					7	5	1	1	6	4
合計	274	168	51	28	223	150	0	0	1	1	191	122	0	0	31	27	102	61	35	8	67	53

(4)再任用職員の数

(平成25年4月1日現在)

(単位:人)

区分	合計		再任用職員数																			
			常時勤務職員		短時間勤務職員		15時間30分以上 19時間22分30秒未満		19時間22分30秒以上 23時間15分未満		23時間15分以上 27時間7分30秒未満		7時間7分30秒以上 29時間3分45秒未満		29時間3分45秒以上 31時間以下							
			任期更新	任期更新	任期更新	任期更新	任期更新	任期更新	任期更新	任期更新	任期更新	任期更新	任期更新	任期更新								
一般行政職	156	109	4	2	152	107					152	107										
研究職	9	8			9	8					9	8										
医療職	10	7			10	7					10	7										
技能労務職	39	24	2		37	24									37	24						
教育職	56	28	55	28	1	0																
警察職	19	9	4		15	9					15	9										
合計	289	185	65	30	224	155	0	0	1	0	186	131	0	0	37	24						

(5) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(平成25年4月1日現在)

(単位:人)

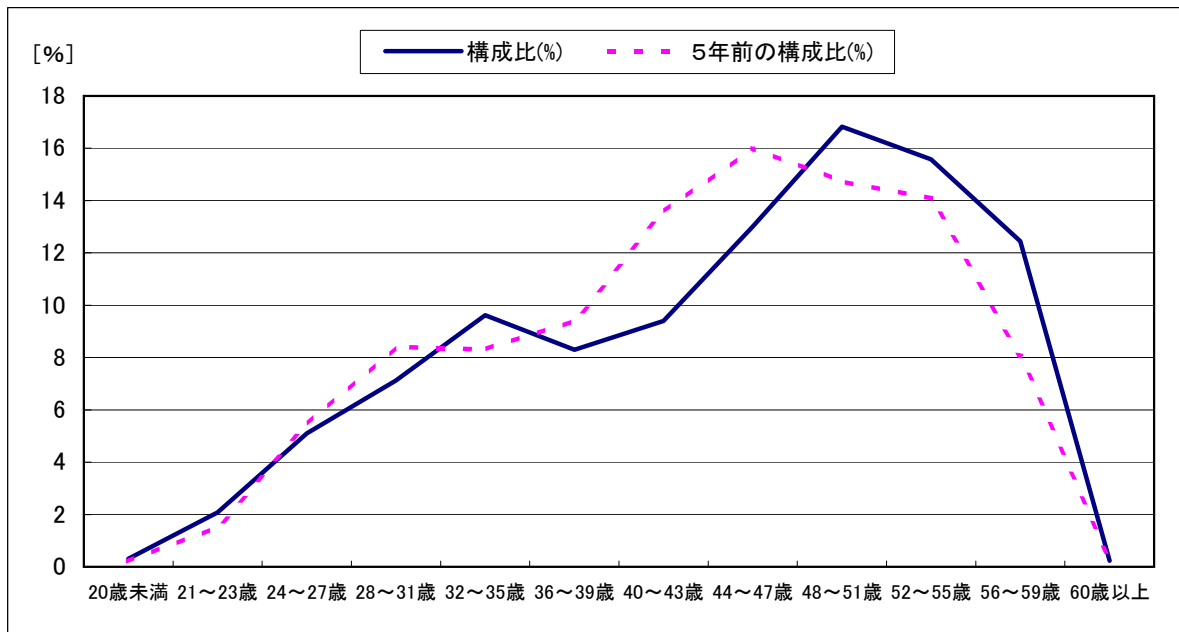
部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由等
		平成24年	平成25年		
普通会計部門	議会	33	32	▲1	・2015紀の国わかやま国体・わかやま大会開催準備 ・子ども・女性・障害者相談センター体制強化 ・新エネルギー導入促進 ・工事検査業務担当組織の統合による削減 ・紀伊半島大水害復旧工事入札業務減少
	総務企画	733	763	30	
	税務	157	156	▲1	
	民生	306	311	5	
	衛生	462	453	▲9	
	労働	54	55	1	
	農林水産	772	759	▲13	
	商工	218	226	8	
	土木	807	787	▲20	
	小計	3,542	3,542	0	
教育部門	9,176	9,038	▲138		
警察部門	2,467	2,482	15		
小計	15,185	15,062	▲123	(参考:人口10万人当たり職員数 1481.66 人)	
公営企業等	病院	160	158	▲2	
	その他	47	46	▲1	
	小計	207	204	▲3	
合計	15,392 [16,394]	15,266 [16,337]	▲126 [▲57]	(参考:人口10万人当たり職員数 1,501.7 人)	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時職員を除く。

2 []内は、条例定数の合計である。

(6) 年齢別職員構成の状況

(平成25年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数	65人	442人	1,269人	1,236人	1,296人	1,549人	1,421人	1,380人	1,934人	2,481人	2,102人	91人	15,266人

(7) 職員数の推移

(単位:人・%)

部 門 \ 年 度	20年	21年	22年	23年	24年	25年	過去5年間 の増減数(率)
一般行政	3,687	3,605	3,552	3,546	3,542	3,542	▲ 145 (▲3.9%)
教育	9,657	9,536	9,414	9,300	9,176	9,038	▲ 619 (▲6.4%)
警察	2,459	2,453	2,476	2,470	2,467	2,482	23 (0.9%)
消防	0	0	0	0	0	0	0 (%)
普通会計計	15,803	15,594	15,442	15,316	15,185	15,062	▲ 741 (▲4.7%)
公営企業等会計計	283	265	246	200	207	204	▲ 79 (▲27.9%)
総合計	16,086	15,859	15,688	15,516	15,392	15,266	▲ 820 (▲5.1%)

2 職員の給与の状況

(1) 総括

ア 人件費の状況(普通会計決算)

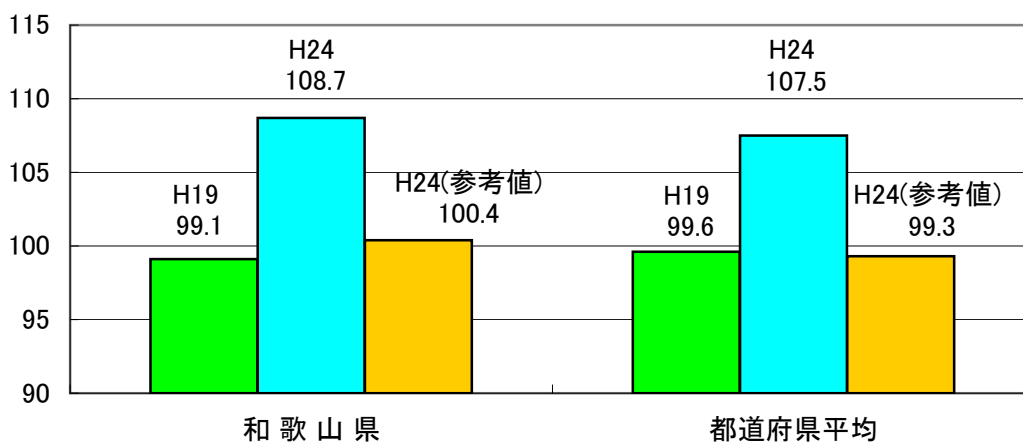
区分	住民基本台帳人口 (平成24年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成23年度人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
24年度	1,016,563	570,008,880	3,920,524	148,638,215	26.1	27.8

イ 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
24年度	15,184	67,446,137	11,751,713	24,365,807	103,563,657	6,821

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は平成24年4月1日現在の人数である。

ウ ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である(平成24年4月1日現在)。
2 「参考値」は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定特例法による措置がないとした場合の値である。

エ 給与改定の状況

(ア) 月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
	円	円	円	%	%	%
24年度	373,889	372,592	1,297	0	0	0

- (注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

(イ) 特別給

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
	月	月	月	月	月	月
24年度	3.94	3.95	△ 0.01	0.00	3.95	3.95

- (注) 「民間の支給割合」は、民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は、期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(2) 一般行政職給料表の状況(平成25年4月1日現在)

(単位: 円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1号給の給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,000	464,600
最高号給の給料月額	243,700	307,800	354,700	388,300	400,600	422,600	456,200	478,200	537,700

(注) 給料月額は、給与抑制措置を行う前のものである。

(3) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

ア 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成25年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	42.5 歳	333,549 円	410,033 円
技能労務職	51.2 歳	334,824 円	378,058 円
うち用務員	53.3 歳	330,989 円	357,306 円
うち運転業務員	52.2 歳	354,174 円	423,084 円
うち守衛	49.6 歳	333,703 円	381,121 円
高等(特別支援・専修・各種)学校教育職	44.3 歳	384,075 円	430,755 円
小・中学校(幼稚園)教育職	45.7 歳	381,072 円	422,030 円
警察職	38.3 歳	315,899 円	430,971 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成25年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものである。

3 平成25年度は、厳しい財政状況を踏まえ管理職の職員は給料の2%減額している。

イ 職員の初任給の状況(平成25年4月1日現在)

区分		和歌山県	国	
一般行政職	大学卒	178,800 円	総合	181,200 円
	高校卒	144,500 円	一般	172,200 円
技能労務職	高校卒	141,900 円	140,100 円	
高等学校教育職	大学卒	199,700 円	-	
小・中学校教育職	大学卒	199,700 円	-	
警察職	大学卒	197,200 円	203,100 円	
	高校卒	164,700 円	158,100 円	

ウ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成25年4月1日現在)

区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	262,841 円	315,628 円	370,629 円
	高校卒	219,573 円	270,740 円	310,351 円
技能労務職	高校卒	該当者なし 円	該当者なし 円	258,650 円
高等学校教育職	大学卒	309,463 円	358,374 円	398,418 円
小・中学校教育職	大学卒	311,286 円	362,072 円	393,739 円
警察職	大学卒	276,416 円	338,517 円	371,969 円
	高校卒	244,374 円	303,187 円	338,633 円

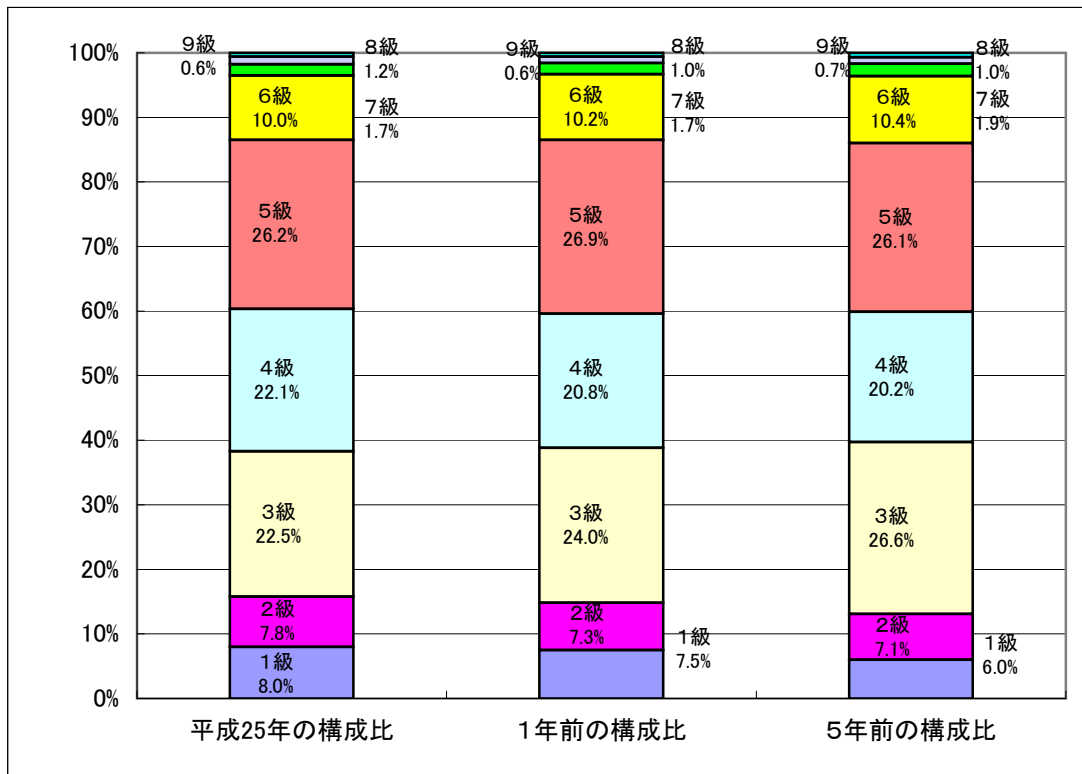
(注) 平成25年度は、厳しい財政状況を踏まえ管理職の職員は給料の2%減額している。

(4) 一般行政職の級別職員数等の状況

ア 一般行政職の級別職員数の状況(平成25年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
9級	部長	23人	0.6%
8級	局長	47人	1.2%
7級	参事・課長	66人	1.7%
6級	課長・副課長	397人	10.0%
5級	課長補佐・班長・主任	1,044人	26.2%
4級	主査	881人	22.1%
3級	主査・副主査	897人	22.5%
2級	主事・技師	312人	7.8%
1級	主事・技師	316人	7.9%
計		3,983人	100.0%

(注)1 和歌山県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



イ 昇給への勤務成績の反映状況

1 勤務成績の評定の実施状況

平成18年4月から全職員を対象とした業績・行動に基づく勤務実績評価(平成19年度から人事評価)を実施しています。

2 昇給への勤務成績の反映状況

全職員について、業績と行動の両要素を総合的に点数による絶対評価を実施し、5段階(A~E)に格付けし、実施しその評価結果(評語)に基づき、昇給区分(0~7号給)を決定しています。

平成25年4月1日の昇給の実績については次のとおりです。

(知事部局の一般行政職給料表適用者)

ア 特定職員

	昇給区分	上位(A・B)	標準(C)	下位(D・E)
55歳未満	昇給号数	5号給以上	3号給	2号給、昇給なし
	人員分布率	23.5%	76.5%	0.0%
55歳以上	昇給号数	3号給以上	2号給	1号給、昇給なし
	人員分布率	34.3%	65.7%	0.0%

イ 特定職員以外の職員

	昇給区分	上位(A・B)	標準(C)	下位(D・E)
55歳未満	昇給号数	5号給以上	4号給	2号給、昇給なし
	人員分布率	30.1%	69.7%	0.2%
55歳以上	昇給号数	3号給以上	2号給	1号給、昇給なし
	人員分布率	16.6%	83.4%	0.0%

※ 特定職員とは、行政職給料表7級以上の適用を受ける者をいいます。

※ 全ての期間を勤務していない者(病気休暇の取得、昇給判定期間の最初の日以後に採用された者等)、懲戒処分又は分限処分を受けた者で昇給区分が調整された者を除いています。

※ 人員分布率については、最高号給に到達した者を除いた割合です。

(5) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

和歌山県	国
1人当たり平均支給額(平成24年度) 1,561 千円	—
(平成24年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分	(平成24年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%

(注) 1 ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

2 和歌山県の特定幹部職員(部・次長級)の支給割合については、期末手当2.2月分、勤勉手当1.75月分である。

【参考】勤労手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

1 勤務成績の評定の実施状況

平成17年6月勤労手当分から、全職員を対象に評定期間（6月勤労：12月2日～6月1日、12月勤労：6月2日～12月1日）の勤務実績に基づき所属長からの内申により勤務成績を評定しています。

2 勤労手当への勤務成績の反映状況

全職員について、評定期間の勤務実績に基づき、所属長からの内申により成績率（特に優秀、優秀、良好（標準）、特に不良）を判定しています。
平成24年12月支給の勤労手当の実績は次のとおりです。

（知事部局の一般行政職給料表適用者）

ア 特定幹部職員（次長級以上の職員）

	上位	標準	下位
成績率	114.5/100 ～99.5/100	84.5/100	70.5/100
人員分布率	22.2%	77.8%	0.0%

イ 特定幹部職員以外の職員

	上位	標準	下位
成績率	94.5/100 ～79.5/100	64/100	50.5/100
人員分布率	34.0%	65.9%	0.1%

イ 退職手当（平成25年4月1日現在）

和歌山県				国					
退職手当の基本額	(支給率)	自己都合	勸奨・定年	退職手当の基本額	(支給率)	自己都合	勸奨・定年		
勤続20年	23.03	月分	28.7875	月分	勤続20年	23.03	月分	28.7875	月分
勤続25年	32.83	月分	38.955	月分	勤続25年	32.83	月分	38.955	月分
勤続35年	46.55	月分	55.86	月分	勤続35年	46.55	月分	55.86	月分
最高限度額	55.86	月分	55.86	月分	最高限度額	55.86	月分	55.86	月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～20%)				その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～20%)					
退職手当の調整額 在職した職務の級に応じた定額 (0円～50,000円)の60月分				退職手当の調整額 在職した職務の級に応じた定額 (0円～79,200円)の60月分					
(退職時特別昇給 なし)				(退職時特別昇給 なし)					
1人当たり平均支給額		306	千円	26,516	千円	1人当たり平均支給額		千円	千円

(注)1 退職手当の額は、退職手当の基本額(退職時の給料月額×支給率)に退職手当の調整額を加えて得た額である。

2 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当(平成25年4月1日現在)

支給実績(平成24年度決算)		1,201,621 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成24年度決算)		143,392 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
東京都特別区	18 %	33 人	18 %
京都府京都市	10 %	1 人	10 %
大阪府大阪市	15 %	6 人	15 %
大阪府吹田市	12 %	1 人	12 %
大阪府東大阪市	10 %	1 人	10 %
兵庫県神戸市	10 %	1 人	10 %
和歌山市	3 %	6,540 人	3 %
橋本市	3 %	856 人	3 %
和歌山市及び 橋本市以外の県内	0 %	7,802 人	0 %
医師・歯科医師	15 %	24 人	15 %
平均支給率		1.5 %	1.5 %

(注)「国の制度(支給率)」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率である。

エ 特殊勤務手当(平成25年4月1日現在)

支給実績(平成24年度決算)		723,384 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成24年度決算)		81,701 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成24年度)		53.1 %	
手当の種類(手当数)		43	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務手当	総務部総務管理局税務課又は県税事務所に勤務する職員	出張して県税の納入・納税義務者と直接接して行う課税調査、徴収	月額20,000円以内 (支給対象業務の従事日数により支給)
税外収入徴収手当	税外収入の事務に従事する職員	出張して、税外収入の滞納者と直接接して行う徴収	日額360円
消防訓練指導手当	消防学校に勤務する職員	救急実技訓練、火災防衛訓練、救助訓練等の指導	日額850円
社会福祉業務手当	紀南児童相談所、子ども・女性・障害者相談センター又は振興局健康福祉部に勤務する職員	生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法又は売春防止法に定める保護その他の措置を必要とする者と面接して行う	月額12,800円以内 (支給対象業務の従事日数により支給)
防疫業務等手当	こころの医療センター又は保健所に勤務する職員	感染症の患者の移送、医療又は感染症の防疫作業等	日額330円
放射線取扱手当	エックス線装置等の取扱いに従事する職員	有害放射線の影響を受ける作業	日額340円
精神保健業務手当	福祉保健部福祉保健政策局障害福祉課、薬務課又は保健所に勤務する職員	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、麻薬及び向精神薬取締法に基づく調査(患者に直接接する場合に限る。)、診察の立会い、入院措置のための移送	日額600円
病院看護業務等手当	こころの医療センターに勤務する看護師、准看護師	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時から翌日午前5時)において行われる看護等	深夜における勤務時間 深夜全部 6,800円 4時間以上 3,300円 (3,800円) 2～4時間未満 2,900円 (3,400円) 2時間未満 2,000円 (2,400円) ※()内は月8回を超える勤務に係る額

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
し尿処理施設等検査手当	保健所又は環境衛生研究センターに勤務する職員	廃棄物の処理及び清掃に関する法律又は水質汚濁防止法に基づく供用開始後のし尿処理施設又は浄化槽の立入検査	日額300円
と畜検査手当	保健所に勤務する獣医師	と畜場法に基づくと畜検査	日額500円
災害応急作業等手当	振興局建設部に勤務する職員	重大な災害が発生した現場において行う巡回監視、応急作業、応急作業のための災害状況の調査等	日額800円
	東日本大震災に対処するための作業に従事した職員	東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内において行う作業 警戒区域 帰還困難区域 居住制限区域 計画的避難区域	原子炉建屋内 日額 40,000円 免震重要棟外 日額 20,000円 免震重要棟内 日額 5,000円 屋外 日額 6,600円 屋内 日額 1,330円 屋外 日額 6,600円 屋内 日額 1,330円 屋外 日額 3,300円 屋内 日額 660円 屋外 日額 5,000円 屋内 日額 1,000円
特別環境作業従事手当	振興局地域振興部又は建設部に勤務する職員	命綱等の使用が必要とされる墜落の危険が著しい高低差10メートル以上かつ傾斜40度以上の急傾斜地で行う治山事業の現場における測量、調査、監督等	日額300円
火薬類等災害調査手当	総務部危機管理局消防保安課又は振興局地域振興部に勤務する職員	火薬類取締法、高圧ガス保安法に基づく火薬類又は高圧ガスの製造施設等の災害調査	日額750円
漁業取締手当	農林水産部水産局資源管理課に勤務する職員	漁業取締船に乗り組んで行う違反漁業の取締	日額620円
種雄牛馬等取扱手当	畜産試験場に勤務する職員	種雄牛馬の精液の採取又は雌牛馬の受精卵採取、移植若しくは直腸検査	日額300円
用地交渉手当	振興局建設部に勤務する職員	現地における公共用地の取得の交渉等	日額1,000円
有害物取扱手当	環境衛生研究センター又は工業技術センターに勤務する職員	毒物及び劇物取締法に規定する毒物及び劇物を使用して健康を害するおそれがあると認められる程度の試験、研究又は検査	日額300円
動物保護手当	保健所に勤務する予防技術員	狂犬病予防法に基づく捕獲等	日額600円
道路上作業手当	振興局建設部に勤務する職員	交通を遮断することなく行う道路の維持補修等	日額500円
定時制課程等事務手当	定時制又は通信制の高等学校に勤務する事務職員	午後5時以降において、2時間以上勤務する定時制・通信制課程の事務業務	日額120円
複式手当	小学校又は中学校教育職員	異なる2の学年を1学級として行う授業	日額290円
準単級手当	小学校教育職員	異なる3以上の学年を1学級として行う授業	日額350円
分校主任手当	小学校又は中学校教育職員のうち分校主任又はこれに相当する職にある者	分校主任等の担当業務	日額300円
教育業務連絡指導手当	小学校、中学校又は県立学校に勤務する教諭のうち主任等に係る職務に従事した者	教務主任、学年主任、生活指導主任、進路指導主任、特別支援学級主任等の担当業務	日額200円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
兼務手当	高等学校教育職員	本務以外に定時制や他校の高等学校の通常課程、通信教育等を担当（兼務）する業務	時間2,780円
舎監手当	寄宿舎の舎監を兼ねる県立学校教育職員	正規の勤務時間以外における学生寮での寮生への生活指導等（2時間以上）	日額1,100円
教員特殊業務手当	教育職員	①非常災害時等の緊急業務 ②児童生徒引率指導業務	①(ア) 児童生徒の保護又は緊急の防災復旧業務 日額6,400円 (イ) 児童生徒の負傷疾病に伴う救急業務及び緊急補導 日額6,000円 ②(ア) 修学旅行、公式試合等で泊を伴うもの 日額3,400円 (イ) 部活動で休日等に行うもの 日額2,400円
私服作業手当	生活安全、刑事及び警備部門の業務に従事する警察職員	犯罪の予防若しくは捜査又は被疑者の逮捕等の業務	日額 560円（国内） 日額1,100円（国外）
警ら用自動車乗務	地域部門の業務に従事する警察職員	警ら用無線自動車を運転して行う犯罪の予防、捜査その他取締警戒等の業務	日額 420円
交通警察業務手当	交通部門の業務に従事する警察職員	交通事故捜査、交通指導取締等の業務	(1) 交通事故捜査・検問 日額 560円（昼間） 日額 840円（夜間） 日額 840円（昼間・高速上） 日額 1,260円（夜間・高速上） (2) 交通取締用自動二輪 日額 560円（白バイ） (3) 上記以外 日額 310円 日額 460円（高速上）
警ら手当	駐在所、交番等に勤務する警察職員	犯罪予防のための警らの業務	日額 340円
鑑識業務手当	犯罪鑑識の業務に従事する警察職員	指紋、手口若しくは写真又は理化学、法医学若しくは銃器弾薬類の知識を利用して行う犯罪鑑識の業務	日額 280円（現場以外） 日額 560円（現場）
死体取扱手当	死体を取り扱う業務に従事する警察職員	死体の検視・検証及び解剖の補助の業務	(1) 検視・検証 1 体 1,600円 (2) 検視・検証（損傷著しい死体） 1 体 3,200円 (3) 検視・検証（検視官・刑事調査官） 1 体 3,200円 (4) 解剖補助 1 体 3,200円
留置管理手当	留置業務に従事する警察職員	留置人の看守業務又は被疑者等の護送業務	日額 320円
夜間特殊業務手当	交替制勤務に服する警察職員	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（22時から5時まで）において行われる業務	(1) 深夜の全部を含む勤務 1 回 1,100円 (2) 深夜の一部を含む勤務 1 回 730円 (3) 深夜の一部を含む勤務（2時間未満） 1 回 410円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
爆発物処理等手当	爆発物等の処理に従事する警察職員	爆発物又はその疑いのある物件の処理、火薬類の製造施設等の災害調査の業務	(1)爆発物、特殊危険物質等処理 1件 5,200円 (2)特殊危険物質による被害の危険がある区域での作業 日額 250円 (3)火薬類の製造施設の災害調査 日額 750円
救難救助手当	救難救助の業務に従事する警察職員	断がい、激流等の著しく危険な場所での救難救助の業務	1回 470円
緊急呼出手当	生活安全、刑事、警備及び交通部門の業務に従事する警察職員	突発的に発生した事件事故の処理作業のため、正規の勤務時間以外の時間に呼出を受け夜間(21時から5時まで)において行う業務	1回 1,240円
潜水手当	潜水の業務に従事する警察職員	潜水器具を着用して行う、証拠品若しくは遺体の捜索又は人命救助等のための潜水業務	1時間 400円
航空手当	航空機に搭乗して行う捜索、救難救助、救急の業務等に従事した職員	①搭乗して行う捜索、救難救助又は救急の業務 ②搭乗して行う災害発生状況等の調査又は消防若しくは防災の業務 ③上記の訓練	1時間 1,900円 ただし、1月の総額は、1時間当たりの額に80を乗じて得た額が限度(捜索・救難救助のための降下した日については1日につき870円加算)
	警察航空隊の業務に従事する警察職員	航空機の操縦及び航空機に搭乗して行う整備、捜索等の業務	(1)航空機の操縦 1時間 5,100円 (2)搭乗して行う警察活動 1時間 1,900円 (3)搭乗して行う整備業務 1時間 2,200円 (4)捜索・救難救助のための降下 日額加算 870円
災害応急手当	重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害警備、遭難救助、鑑識活動等の作業に従事する警察職員	異常な自然現象又は大規模な火事等の事故により重大な災害が発生した箇所又は周辺で行う災害警備、遭難救助、鑑識活動等の業務	日額 840円 (警戒区域等危険地域840円加算)
警護等手当	警備部門の業務に従事する警察職員	天皇若しくは皇族の身辺警衛又は内閣総理大臣等の身辺警護の業務	(1)天皇、皇后、皇太子、皇太子妃文仁親王、悠仁親王の身辺警衛 日額 1,150円 (2)上記以外の皇族、内閣総理大臣等の身辺警護 日額 640円
銃器犯罪捜査手当	刑事部門の業務に従事する警察職員	防弾装備を着装し、武器を携帯して行う銃器犯罪捜査等の業務	(1)銃器使用犯罪現場での犯人逮捕 日額 1,640円 (2)銃器使用犯人逮捕 日額 1,100円 (3)銃器所持犯人逮捕 日額 1,100円 (4)(1)の業務に付随する直近警戒 日額 1,100円 (5)(2)の業務に付随する直近警戒 日額 820円 (6)暴力団事務所等の直近警戒 日額 820円 (7)保護対策としての固定警戒等 日額 820円

オ 時間外勤務手当

支給実績(平成24年度決算)	2,306,136 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成24年度決算)	342 千円
支給実績(平成23年度決算)	2,681,515 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成23年度決算)	411 千円

カ その他の手当(平成25年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(平成24年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(平成24年度決算)
扶養手当	1 配偶者 13,000円 2 配偶者以外の扶養親族 6,500円 (そのうち1人については、配偶者がいない場合 11,000円) 3 満16歳から満22歳までの子 5,000円加算	同じ		1,873,907 千円	242,451 円
住居手当	1 住居を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員(借家) 最高27,000円 2 自宅を所有している職員(自宅) 3,200円	異なる	2 自宅なし	960,198 千円	118,734 円
初任給調整手当	医学等に関する専門知識を必要とし、かつ採用による欠員の補充が困難な職に採用された職員に採用から35年以内の期間支給(採用から1年経過するごとに額を減じて支給) 医師・歯科医師 最高支給月額 410,900円	異なる	21年以上について、国と異なる支給額を適用	117,448 千円	3,788,635 円
通勤手当	通勤距離が片道 2 ^{km} 以上で、交通機関を利用し、又は交通用具を使用して通勤している職員 1 交通機関 限度額55,000円 2 交通用具 (1) 二輪 2,000~24,500円 (2) 四輪 2,000~44,300円	異なる	2(2) 四輪 2,000~24,500円	1,727,781 千円	131,131 円
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し単身で生活することを常況とする職員(異動前の住居から異動直後の公署に通勤することが困難であること。) 23,000円+加算額(6,000~45,000円、職員の住居と配偶者の住居との交通距離が100 ^{km} 以上の場合に加算)	同じ		90,998 千円	332,109 円
特地勤務手当	交通至難な地その他生活の不便な地域に在勤する職員に対して支給 1 級地 4,000円/月 2 級地 7,000円/月 3 級地 10,000円/月	異なる	給料及び扶養手当の合計額に一定割合を乗じて得た額を支給 1 級地 4% 2 級地 8% 3 級地 12%	7,512 千円	76,653 円

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成24年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成24年度決算)
へき地手当	へき地学校に勤務する教職員に給料及び扶養手当の月額合計額に級別に応じた支給割合を乗じて得た額 3級地 8% 2級地 6% 1級地 4% 準ずる学校 2%			91,007 千円	217,720 円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員が勤務した場合に支給 一般の宿日直 4,200円 機器等の監視、管理等のための当直 5,100円 福祉施設等の生活介助等のための当直 5,900円 医師当直 20,000円 年末年始期間は、100分の150	異なる	年末年始期間の支給額	353,122 千円	212,596 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当支給対象職員が臨時又は緊急の必要等により週休日等に勤務した場合に支給 6時間以下 6,000～12,000円 6時間超 9,000～18,000円	同じ		3,292 千円	42,753 円
夜勤手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給 1時間当たりの給与額×0.25×時間数	同じ		189,570 千円	93,615 円
休日勤務手当	祝日法による休日等において正規の勤務時間中に勤務した職員に支給 1時間当たりの給与額×1.35×時間数（年末年始は、1時間当たりの給与額×1.5×時間数）	異なる	年末年始の支給割合	546,472 千円	193,168 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に職務の級及び支給区分に応じて定額を支給 (55,000～75,700円)	同じ		1,107,976 千円	712,067 円
寒冷地手当	寒冷地に在職する職員に支給 (11月～翌年3月) 1 世帯主である職員	同じ		2,460 千円	66,486 円
義務教育等教員特別手当	小中学校、県立学校に勤務する教育職員に級号給に応じて3,900～15,900円を支給			591,666 千円	72,146 円
定時制通信教育手当	定時制・通信教育に従事する校長及び教員に給料の5%（管理職手当受給者は4%）を支給			48,297 千円	275,985 円
産業教育手当	農業又は工業に関する科目の授業及び実習を担当する教員に給料の5%（定時制通信教育手当受給者は3%）を支給			43,624 千円	247,865 円
農林漁業普及指導手当	普及指導員が現地において直接農林漁業者に技術及び普及指導を行ったときに支給			3,802 千円	67,900 円
特定任期付職員業績手当	特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員に対し支給	同じ		0 千円	0 円

(6) 特別職の報酬等の状況(平成25年4月1日現在)

区分	給料	月額	額	等
給料	知事	1,137,400 円	(1,210,000) 円
	副知事	893,000 円	(950,000) 円
報酬	議長	921,500 円	(950,000) 円
	副議長	785,700 円	(810,000) 円
	議員	746,900 円	(770,000) 円
期末手当	知事	(24年度支給割合)		
	副知事	2.95 月分		
退職手当	議長	(24年度支給割合)		
	副議長 議員	2.95 月分		
退職手当	知事	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副知事	121万円×在職月数×0.59 = 95万円×在職月数×0.42 =	34,267,200 19,152,000	(任期ごと) (任期ごと)

(注) 1 厳しい財政状況を踏まえ、25年度は知事・副知事の給料を6%、議長・副議長・議員の報酬を3%減額しています。また、給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

(7) 公営企業職員の状況

ア 工業用水道事業

(ア) 職員給与費の状況

a 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 24年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
24年度	488,761	148,472	143,044	29.3	31.5

区分	職員数 A	給与費			計 B	一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当		
	人	千円	千円	千円	千円	千円
24年度	19	75,196	13,215	28,238	116,649	6,139

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は平成25年 4月 1日現在の人数である。

(イ) 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成25年4月1日現在)

平均年齢	基本給	平均月収額
41.8 歳	336,533 円	489,841 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

(ウ) 職員の手当の状況

a 期末手当・勤勉手当

1人当たり平均支給額(平成24年度)	1,486 千円
(平成24年度支給割合)	
期末手当	2.6 月分
勤勉手当	1.35 月分
	(1.45) 月分 (0.65) 月分
(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算	5~20%
・管理職加算	10~20%

b 退職手当(平成25年4月1日現在)

退職手当の基本額	(支給率) 自己都合 勤続20年 23.03 月分	勤続25年 32.83 月分	勤続35年 46.55 月分	最高限度額 55.86 月分	勤奨・定年 28.78 月分	38.96 月分	55.86 月分
	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~20%)						
退職手当の調整額	在職した職務の級に応じた定額 (0円~50,000円)の60月分						
(退職時特別昇給)	なし						
1人当たり平均支給額	千円 27,833 千円						

(注) 1 退職手当の額は、退職手当の基本額(退職時の給料月額×支給率)に退職手当の調整額を加えて得た額である。

2 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成21~24年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

c 地域手当(平成25年4月1日現在)

支給実績(平成24年度決算)	1,580 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(平成24年度決算)	131,663 円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制
和歌山市	3 %	8 人	3 %
和歌山市及び橋本市以外の地域	0 %	10(2) 人	0 %

(注) () 内は、再任用職員の数です。

d 特殊勤務手当(平成25年4月1日現在)

支給実績(平成24年度決算)	6 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(平成24年度決算)	1,260 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成24年度)	26.3 %		
手当の種類(手当数)	3		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
特別環境作業従事手当	公営企業課、工業用水道管理センターに勤務する職員	①地上10メートルの危険箇所にて行う工業用水施設の管理業務 ②非常に狭く崩落の危険がある、又は水道管の破裂等特別な危険の生じる恐れのある下水道内において調査又は検査	① 日額 300円 ② 日額 500円
災害応急作業等手当	公営企業課、工業用水道管理センターに勤務する職員	重大な災害が発生した現場(工業用水道の取水口及び下水道)において行う巡回監視、応急作業のための災害状況の調査等	日額 800円
用地交渉手当	公営企業課、工業用水道管理センターに勤務する職員	現地における公共用地の取得の交渉の業務	日額 1,000円

e 時間外勤務手当

支給実績(平成24年度決算)	1,095 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成24年度決算)	73 千円
支給実績(平成23年度決算)	2,667 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成23年度決算)	148 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

f その他の手当(平成25年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(平成24年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(平成24年度決算)
扶養手当	1 配偶者 13,000円 2 配偶者以外の扶養親族 6,500円 (そのうち1人については、配偶者がいない場合 11,000円) 3 満16歳から満22歳までの子 5,000円加算	同じ		4,685 千円	312,300 円
住居手当	1 住居を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員(借家) 最高27,000円 2 自宅を所有している職員(自宅) 3,200円	異なる	2 自宅なし	1,002 千円	83,500 円
通勤手当	通勤距離が片道2 ^{km} 以上で、交通機関を利用し、又は交通用具を使用して通勤している職員 1 交通機関 限度額55,000円 2 交通用具 (1)二輪 2,000~24,500円 (2)四輪 2,000~44,300円	異なる	2(2)四輪 2,000~24,500円	2,462 千円	129,596 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に職務の級及び支給区分に応じて定額を支給(55,000~75,700円)	同じ		2,378 千円	792,800 円
夜勤手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給 1時間当たりの給与額×0.25×時間数	同じ		7 千円	3,428 円

イ 土地造成事業

(ア) 職員給与費の状況

a 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 24年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
24年度	1,190,289	▲ 126,009	23,571	2.0	0.2

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
24年度	3	12,840	1,252	4,876	18,968	6,323

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は平成25年 4月 1日現在の人数である。

(イ) 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成24年4月1日現在)

平均年齢	基本給	平均月収額
46.0 歳	372,051 円	495,139 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

(ウ) 職員の手当の状況

a 期末手当・勤勉手当

1人当たり平均支給額(平成24年度)	
1,625 千円	
(平成24年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当
2.6 月分	1.35 月分
(1.45) 月分	(0.65) 月分
(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算	5~20%
・管理職加算	10~20%

b 退職手当(平成25年4月1日現在)

退職手当の基本額	(支給率)	自己都合	勤奨・定年
		23.03 月分	28.78 月分
		32.83 月分	38.96 月分
		46.55 月分	55.86 月分
		55.86 月分	55.86 月分
		その他の加算措置 定年前早期退職特例措置	
		(2%~20%)	
退職手当の調整額	在職した職務の級に応じた定額		
	(0円~50,000円)の60月分		
(退職時特別昇給	なし)		
1人当たり平均支給額	千円	千円	千円

- (注) 1 退職手当の額は、退職手当の基本額(退職時の給料月額×支給率)に退職手当の調整額を加えて得た額である。
2 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成21~24年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

c 地域手当(平成25年4月1日現在)

支給実績(平成24年度決算)		399 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成24年度決算)		133,080 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
和歌山市	3 %	3 人	3 %

d 特殊勤務手当(平成25年4月1日現在)

支給実績(平成24年度決算)				千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成24年度決算)				円
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成24年度)				%
手当の種類(手当数)				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	

e 時間外勤務手当

支給実績(平成24年度決算)	75 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成24年度決算)	25 千円
支給実績(平成23年度決算)	308 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成23年度決算)	154 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

f その他の手当(平成25年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(平成24年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(平成24年度決算)
扶養手当	1 配偶者 13,000円 2 配偶者以外の扶養親族 6,500円 (そのうち1人については、配偶者がいない場合 11,000円) 3 満16歳から満22歳までの子 5,000円加算	同じ		468 千円	156,000 円
住居手当	1 住居を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員(借家) 最高27,000円 2 自宅を所有している職員(自宅) 3,200円	異なる	2 自宅なし	115 千円	38,400 円
通勤手当	通勤距離が片道2 ^{キロ} 以上で、交通機関を利用し、又は交通用具を使用して通勤している職員 1 交通機関 限度額55,000円 2 交通用具 (1)二輪 2,000~24,500円 (2)四輪 2,000~44,300円	異なる	2(2)四輪 2,000~24,500円	194 千円	64,830 円

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1)一般職員の勤務時間の状況 (平成25年4月1日現在)

区分	1週間の正規の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
知事部局	38:45:00	9:00	17:45	12:00～13:00
教育委員会	38:45:00	9:00	17:45	12:00～13:00
警察本部	38:45:00	9:00	17:45	12:00～13:00

(2)一般職員の勤務時間の運用状況 (平成25年4月1日現在)

ア 時差通勤制度の実施状況

知事部局	×	教育委員会	×	警察本部	×
------	---	-------	---	------	---

イ フレックスタイム制度の実施状況

知事部局	×	教育委員会	×	警察本部	×
------	---	-------	---	------	---

ウ 育児・介護のための早出・遅出勤務の実施状況

知事部局	○	教育委員会	○	警察本部	○
------	---	-------	---	------	---

(3)一般職員の年次有給休暇の使用状況 (平成24年1月1日～平成24年12月31日)

区分	総付与日数 (a)	総取得日数 (b)	全対象職員数 (c)	平均取得日数 (b)/(c)	消化率 (b)/(a)
知事部局	119,611.3日	37,232.9日	3,065人	12.1日	31.1%
教育委員会	125,402日	38,107日	3,221人	11.8日	30.4%
警察本部	92,576.1日	12,465.4日	2,350人	5.3日	13.5%

(注) 教育委員会の職員数には、市町村立学校の教職員数を含まない。

(4)特別休暇の導入状況

(平成25年4月1日現在)

種類	付与日数
1 公民権行使	必要と認められる期間
2 裁判員・証人・参考人等出頭	必要と認められる期間
3 骨髄移植	必要と認められる期間
4 ボランティア	1暦年7日以内
5 職員の結婚	7日以内
6 妊娠中の通勤	1日を通じて1時間を超えない範囲内で必要と認められる時間
7 妊娠障害(つわり)	7日以内
8 妊娠・産後の保健指導等	妊娠期間に応じ付与
9 産前産後	出産予定日以前8週間(多胎妊娠の場合は14週間)の日か
10 生理	必要と認められる期間
11 育児時間	1日2回各45分以内
12 妻の出産	3日以内
13 男性職員の育児参加	5日以内
14 子の看護	1暦年5日以内(子が2人以上の場合は、10日以内)
15 短期介護	1暦年5日以内(妻介護者が2人以上の場合は、10日以内)
16 職員の子の婚礼	1日
17 法事等	慣習上最小限度必要と認められる期間
18 忌引き	配偶者10日、父母7日、子5日、祖父母3日他
19 夏季	原則、連続する5日の範囲内の期間
20 永年勤続	連続する5日の範囲内の期間
21 感染症等	必要と認められる期間
22 天災被害	10日を超えない範囲で必要と認められる期間
23 出勤困難	必要と認められる期間
24 通勤途上の危険回避	必要と認められる期間

(5)介護休暇の取得者数 (平成24年度)

(単位:人)

区分	性別等	取得者数	要介護者数(職員との続柄別)									
			計	配偶者	父母	子	配偶者の父母	祖父母	兄弟姉妹	孫	その他	
知事部局	男性職員	2	2	1	1							
	女性職員	1	1			1						
	計	3	3	1	1	1	0	0	0	0	0	
教育委員会	男性職員	6	6		5							1
	女性職員	33	33	4	22	2	4		1			
	計	39	39	4	27	2	4	0	1	0		1
警察本部	男性職員		0									
	女性職員		0									
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1)分限処分者数(24年度)

(単位:人)

処分の種類 処分事由・任命権者		降任		免職		休職		降給		合計		失職
(1)勤務成績が良くない場合	知事部局					/	/	/	/	0	[0]	/
	教育委員会					/	/	/	/	0	[0]	/
	警察本部					/	/	/	/	0	[0]	/
	小計	0	[0]	0	[0]	/	/	/	/	0	[0]	/
(2)心身の故障の場合	知事部局					111	[37]	/	/	111	[37]	/
	教育委員会					94	[92]	/	/	94	[92]	/
	警察本部					37	[12]	/	/	37	[12]	/
	小計	0	[0]	0	[0]	242	[141]	/	/	242	[141]	/
(3)職に必要な適格性を欠く場合	知事部局					/	/	/	/	0	[0]	/
	教育委員会					/	/	/	/	0	[0]	/
	警察本部					/	/	/	/	0	[0]	/
	小計	0	[0]	0	[0]	/	/	/	/	0	[0]	/
(4)職制・定数の改廃・予算の減少により廃職・過員を生じた場合	知事部局					/	/	/	/	0	[0]	/
	教育委員会					/	/	/	/	0	[0]	/
	警察本部					/	/	/	/	0	[0]	/
	小計	0	[0]	0	[0]	/	/	/	/	0	[0]	/
(5)刑事事件に関し起訴された場合	知事部局	/	/	/	/	/	/	/	/	0	[0]	/
	教育委員会	/	/	/	/	/	/	/	/	0	[0]	/
	警察本部	/	/	/	/	/	/	/	/	0	[0]	/
	小計	/	/	/	/	0	[0]	/	/	0	[0]	/
(6)条例で定める事由による場合	知事部局	/	/	/	/	/	/	/	/	0	[0]	/
	教育委員会	/	/	/	/	/	/	/	/	0	[0]	/
	警察本部	/	/	/	/	/	/	/	/	0	[0]	/
	小計	/	/	/	/	0	[0]	0	[0]	0	[0]	/
(7)合計((1)~(6)の計)	知事部局	0	[0]	0	[0]	111	[37]	0	[0]	111	[37]	/
	教育委員会	0	[0]	0	[0]	94	[92]	0	[0]	94	[92]	/
	警察本部	0	[0]	0	[0]	37	[12]	0	[0]	37	[12]	/
	合計	0	[0]	0	[0]	242	[141]	0	[0]	242	[141]	/
(8)地公法第28条第4項により失職した者	知事部局	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0
	教育委員会	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0
	警察本部	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0
	小計	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0
(9)地公法第28条第4項に基づく条例により失職しなかった者	知事部局	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0
	教育委員会	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0
	警察本部	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0
	小計	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0

(注) 心身の故障による休職で処分期間を更新した場合等、同一の者が複数回の分限処分に付された場合は、その数を重複して計上している。

[]は、実人数を計上している。

(2)懲戒処分者数(24年度)

(単位:人)

処分の種類		戒告	減給	停職	免職	合計
処分事由・任命権者						
(1)給与・任用に関する不正 (諸給与の不正領得等)	知事部局					0
	教育委員会					0
	警察本部					0
	小計	0	0	0	0	0
(2)一般服務違反関係(信用 失墜行為・欠勤・勤務態度 の不良等)	知事部局	0	1	1	0	2
	教育委員会		2	2	1	5
	警察本部			1		1
	小計	0	3	4	1	8
(3)一般非行関係(金銭・異性 関係等の非行等)	知事部局	0	0	0	1	1
	教育委員会					0
	警察本部					0
	小計	0	0	0	1	1
(4)収賄等関係	知事部局	0	0	0	0	0
	教育委員会					0
	警察本部					0
	小計	0	0	0	0	0
(5)道路交通法違反	知事部局					0
	教育委員会			1	1	2
	警察本部					0
	小計	0	0	1	1	2
(6)監督責任	知事部局	0	0	0	0	0
	教育委員会					0
	警察本部					0
	小計	0	0	0	0	0
(7)合計((1)~(6)の計)	知事部局	0	1	1	1	3
	教育委員会	0	2	3	2	7
	警察本部	0	0	1	0	1
	合計	0	3	5	3	11

5 職員のサービスの状況

(1) 育児休業、育児のための部分休業及び育児短時間勤務の取得者数 (平成24年度) (単位:人)

区分	性別等	育児休業 取得者数	部分休業 取得者数	育児短時間 勤務取得 者数	平成24年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員				育休取得率
					育児休業 対象者数	うち育児休業 取得者数	うち部分休業 取得者数	うち育児短 時間勤務取 得者数	
知事部局	男性職員	1	1		107				0.0%
	女性職員	25	7	7	27	25			92.6%
	計	25	7	7	134	25	0	0	18.7%
教育委員会	男性職員				130				0.0%
	女性職員	148	2		150	148	2		98.7%
	計	148	2	0	280	148	2	0	52.9%
警察本部	男性職員				131				0.0%
	女性職員	16			16	16			100.0%
	計	16	0	0	147	16	0	0	10.9%

(注) 「育児休業取得者数」「部分休業取得者数」「育児短時間勤務取得者数」の欄の上段には平成24年度に新たに育児休業(部分休業又は育児短時間勤務)を取得した者、下段には育児休業(部分休業又は育児短時間勤務)の期間が平成23年度から平成24年度にかけて引き続いている者の数を記入。

(2) 育児短時間勤務の勤務形態 (24年度中に新たに育児短時間勤務を取得した職員) (単位:人)

区分	性別等	勤務形態					合計
		1日3時間55分	1日4時間55分	週3日	週2日半	その他	
知事部局	男性職員	0	0	0	0	0	0
	女性職員	2	4	1	0	0	7
	計	2	4	1	0	0	7
教育委員会	男性職員						0
	女性職員						0
	計	0	0	0	0	0	0
警察本部	男性職員						0
	女性職員						0
	計	0	0	0	0	0	0

(3) 修学部分休業の実施状況 (平成24年度)

区分	実施状況	取得者数
知事部局	○	0
教育委員会	○	0
警察本部	○	0

(4) 高齢者部分休業の実施状況 (平成24年度)

区分	実施状況	取得者数
知事部局	○	0
教育委員会	○	0
警察本部	○	0

(5) 自己啓発等休業の実施状況 (平成24年度)

区分	実施状況	取得者数
知事部局	○	0
教育委員会	○	0
警察本部	○	0

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修状況 (平成24年度)

研修名等		対象者	回数等	日数(日)	修了者数(人)	備考
一般研修	新規採用職員研修(前期・中期・後期)	知事部局職員(新規採用職員)	2	9	128	
	中堅職員研修	知事部局職員(採用後5年目の職員)	2	2	60	
	新任副主査研修	知事部局職員(新任副主査)	3	2	78	
	新任主査研修	知事部局職員(新任係長級)			115	約1か月の民間体験研修
	新任課長補佐研修Ⅰ	知事部局職員(新任課長補佐級)	3	2	105	
	新任課長補佐研修Ⅱ	知事部局職員(新任の本庁班長、地方機関の課長職員等)	2	2	86	
	新任管理者研修	知事部局職員(新任管理者)	2	2	82	
	新任所属長研修	知事部局職員(新任所属長)	2	2	60	
	初任科	新規採用の警察官(大卒)	2	180	56	1期生約180日
	初任科	新規採用の警察官(大卒以外)	1	306	42	
	一般職員初任科	新規採用の一般職員	2	28	20	1期生28日
	初任補修科	採用時教養警察官(大卒)	2	60	56	1期生60日
	初任補修科	採用時教養警察官(大卒以外)	1	82	32	
	幹部研修	警部以上の警察職員	3	1	370	1回約120名
人権研修	警部補以下の警察職員	2	1	250	1回約120名	
特別研修	住民との対応能力向上研修	知事部局職員(係長級昇任前の職員)	3	2	95	
	プレゼンテーション研修		3	2	87	
	政策形成能力開発研修		3	2	113	
	財務諸表の見方研修		2	2	81	
	統計分析講座		2	2	60	
	メディア対応研修		2	2	31	
	政策法務研修		2	2	32	
	行政争訟講座		2	2	47	
	民法講座		2	2	74	
	職場研修委員研修		知事部局職員(新たに職場研修委員に任命された者)	2	1	90
	育休任期付職員等研修	知事部局職員(育児休業代替職員)	2	2	14	
	育児休業者職場復帰サポート研修	知事部局職員(育児休業職場復帰者)	1	1	8	
	説明・説得能力向上研修	知事部局職員(全職員)	1	2	11	
	政策形成能力研修	知事部局職員(採用後10年目育児休業代替職員)	2	3	10	関西広域連合主催研修
行政訴訟講座(第1回目)	警察本部職員(警察職員の中の希望者)	1	2	1		
政策法務研修(第1回目)		1	2	1		
財務諸表の見方研修(第2回目)		1	2	3		
統計分析講座(第2回目)		1	2	1		
政策法務研修(第2回目)		1	2	1		
民法講座(第2回目)		1	2	2		
セミナー	職場研修指導者セミナー	知事部局職員(職場研修委員)	1	1	253	
	人権・同和特別研修指導責任者研修会	知事部局職員(職場研修委員・振興局人権担当職員等)	1	1	158	
	採用後3年目までの職員を対象とした同和研修	知事部局職員(採用後3年目までの職員)	6	1	274	
	レベルアップセミナー	知事部局職員(全職員)	1	1	98	
	レベルアップセミナー	警察本部職員(警察職員の中の希望者)	1	1	5	
基本研修	事務局等職員研修	教育委員会事務局等職員	1	2	51	
	初任者研修	教育委員会職員(新規採用教員)	1	16	223	
	初任者研修(宿泊研修)		1	2	223	
	初任者研修(2年次研修)(23年度継続)	教育委員会職員(新規採用22年度継続者)	1	4	229	
	初任者研修(3年次研修)(22年度継続)	教育委員会職員(新規採用22年度継続者)	1	3	202	
	10年経験者研修	教育委員会職員(10年経験者教員)	1	8	91	
	10年経験者研修(23年度継続)	教育委員会職員(10年経験22年度継続者)	1	4	85	
	新規採用養護教員研修	教育委員会職員(新規採用養護教員)	1	10	5	
	養護教員10年経験者研修	教育委員会職員(10年経験者養護教員)	1	5	4	
	新規採用栄養教諭研修	教育委員会職員(新規採用栄養教諭)	1	6	5	
	新規採用栄養職員研修	教育委員会職員(新規採用栄養職員)	1	10	1	
	栄養職員経験者研修	教育委員会職員(栄養職員経験者)	1	5	2	
	新規採用学校事務職員研修	教育委員会職員(新規採用学校事務職員)	1	3	17	
	新任事務長研修	教育委員会職員(H23に事務長発令された学校事務職員)	1	1	7	
	新任校長研修	教育委員会職員(管理職(新任校長))	1	2	47	
	新任教頭研修	教育委員会職員(管理職(新任教頭))	1	2	56	
	新任教務主任研修	教育委員会職員(新任教務主任)	1	1	66	
	特別支援学級担当教員研修	教育委員会職員(初めて特別支援学級を担当した教員)	1	4	66	
特別支援教育コーディネーター研修	教育委員会職員(特別支援教育コーディネーターで、各市町村教育委員会教育長(県立中学校については学校長)が推薦する小・中学校教員)	1	1	35		

専 門 研 修	防災教育研修講座	教育委員会職員(各市町村教育委員会教育長(県立学校については学校長)が推薦する教員)	1	1	117	
	キャリア教育推進のための研修	教育委員会職員(各市町村教育委員会教育長(県立学校については学校長)が推薦する教員)	1	2	221	
	学校マネジメント実践研究Ⅰ	教育委員会職員(教員)	1	8	5	
	学校マネジメント実践研究ⅡA		1	3	2	
	学校マネジメント実践研究ⅡB		1	3	1	
	理科実験観察実習ⅠA		1	4	1	
	理科実験観察実習ⅡA		1	4	2	
	理科実験観察実習ⅠB		1	4	0	
	理科実験観察実習ⅡB		1	4	0	
	小学校国語科教育研修講座		1	1	43	
	中学校国語科教育研修講座①～③		1	3	67	
	小学校算数科教育研修講座		1	1	23	
	中学校・高等学校数学科教育研修講座		1	1	45	
	小学校理科教育研修講座		1	1	24	
	中学校理科教育研修講座		1	1	30	
	自然観察研修講座		1	1	31	
	電子顕微鏡活用研修講座		1	1	8	
	四季の星座研修講座		1	1	29	
	英語科教育研修講座		1	1	24	
	A L Tとの効果的なT Tのための英語科教育研修講座①		1	1	32	
	A L Tとの効果的なT Tのための英語科教育研修講座②		1	1	26	
	小学校外国語活動研修講座		1	1	58	
	高等学校産業教育研修講座		1	1	43	
	特別活動研修講座		1	1	51	
	道徳教育研修講座		1	1	70	
	特別支援教育基礎研修講座①		1	1	11	
	特別支援教育基礎研修講座②		1	1	39	
	特別支援教育スキルアップ研修講座①		1	1	10	
	特別支援教育スキルアップ研修講座②		1	1	26	
	特別支援教育の視点を取り入れた授業づくり研修講座		1	1	90	
	通常の学級で進める特別支援教育研修講座①～理解と支援～		1	1	50	
	通常の学級で進める特別支援教育研修講座②～支援方法～		1	1	48	
	特別支援教育相談研修講座(基礎編)		1	1	8	
	管理職のための教育相談研修講座		教育委員会職員(管理職)	1	1	16
	教育相談研修講座①-メンタルヘルス-		教育委員会職員(教員)	1	1	44
	教育相談研修講座②-事例研究-			1	1	28
	教育相談研修講座③-児童生徒理解-			1	1	47
	教育相談研修講座④-カウンセリングワークショップ1-			1	1	33
	教育相談研修講座⑤-カウンセリングワークショップ2-			1	1	32
	教育相談研修講座⑥-事例研究-			1	1	40
	教育相談研修講座⑦-カウンセリングの聴き方-			1	1	34
	学校経営研修①		教育委員会職員(校長)	1	1	113
	学校経営研修②			1	1	40
	教師力アップ研修講座		教育委員会職員(教員)	1	1	16
	人間関係づくりを重視した生徒指導研修講座			1	1	55
	グループアプローチ研修講座①-集団をグループ活動で育てる-			1	1	30
	グループアプローチ研修講座②-グループアプローチの実践-			1	1	30
人権教育研修講座	1			1	28	
生きる力を高める食育研修講座	1			1	28	
E S D (持続発展教育) 研修講座	1	1		26		
わかやま再発見研修講座	1	1		67		
複式教育研修講座	1	1		9		
共育コミュニティ研修講座①～③	1	3		38		
活力ある図書館をめざす司書教諭・学校司書等研修講座	教育委員会職員(司書教諭・学校司書・学校図書館に関係する教職員)	1		1	49	
公立学校事務職員研修講座	教育委員会職員(主任・事務主任及び主査である学校事務職員)	1		1	41	
オンラインで学ぶ個人情報保護研修講座	教育委員会職員(教員)	1		1	0	
オンラインで学ぶ著作権保護研修講座		1		1	0	
オンラインで学ぶ環境教育研修講座		1		1	0	
オンラインで学ぶ防災教育研修講座		1		1	0	
警部補任用科	警察本部職員(昇任予定の巡査部長)	1		12	12	
巡査部長任用科	警察本部職員(昇任予定の巡査長)	1	12	9		
捜査及び鑑識専務員任用科	警察本部職員(刑事警察任用予定者)	1	24	20		
交通任用科	警察本部職員(交通警察任用予定者)	1	12	21		

専 門 研 修	留置担当官専科	警察本部職員(警部補以下の警察官)	1	5	12	
	警察安全相談・被害者対策専科		1	5	9	
	災害警備専科		1	5	15	
	特殊犯捜査専科		1	10	20	
	術科指導者専科		1	5	16	
	警備実務専科		1	5	11	
	検視実務専科		1	5	14	
	職務質問専科		1	12	15	
	取調べ技能専科		1	5	24	
	生活安全経済事犯捜査専科		1	14	14	
	生活安全専科		1	13	13	
	通信指令専科		1	5	14	
	交通実務専科		1	11	17	
	刑事実務専科		1	5	12	
	緊急二輪専科		1	16	10	
	サイバー犯罪捜査実務専科		1	5	13	
	総合実務専科		3	12	74	1期生4日
	組織犯罪捜査専科		1	5	20	
	鑑識任用専科		1	9	20	
	緊急自動車運転技能者専科(四輪)		1	18	5	
	緊急自動車運転技能者専科(二輪)		1	15	2	
	留置担当官任用専科		1	10	25	
	自動車警ら班員専科		1	5	14	
	情報管理専科		1	5	2	
	警察安全相談・被害者対策専科		1	5	5	
	情報管理専科		1	5	11	
総合実務専科	1	3	16			
情報教育	事例に学ぶ情報モラル教育研修講座	教育委員会職員(教員)	1	1	24	
	初心者のためのICT活用授業研修講座		1	1	28	
研究開発	学校支援・調査研究事業等に係る研修	教育委員会職員(教員)	163		2,371	随時要請に応じて
教育相談	教育相談主事等派遣事業等に係る研修	教育委員会職員(教員)	319		2,885	随時要請に応じて
長期研修	長期研修員研修	教育委員会職員(選考された職員)	1		11	一年間
	教員の長期社会体験研修		1		8	一年間
合 計					12,396	

区分		勤務成績の評定の概要																																			
知事部局	被評価者及び評価者	<table border="1"> <thead> <tr> <th>被評価者</th> <th>第1次評価者</th> <th>第2次評価者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>部長級職員</td> <td>本庁の部長等</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>次長級職員(本庁・出先)</td> <td>本庁の部長等</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>〃 (振興局)</td> <td>振興局長</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>課長級 所属長職員(本庁・出先)</td> <td>本庁の局長等</td> <td>本庁の部長等</td> </tr> <tr> <td>〃 〃 (振興局)</td> <td>振興局長</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>課長級職員(本庁・出先)※所属長職員を除く</td> <td>所属長</td> <td>本庁の局長等</td> </tr> <tr> <td>〃 (振興局)※所属長職員を除く</td> <td>振興局の部長等</td> <td>振興局長</td> </tr> <tr> <td>課長補佐級以下及び現業職員(本庁)</td> <td>副課長等</td> <td>所属長</td> </tr> <tr> <td>〃 (出先)</td> <td>次長等 ※管理職手当受給者</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>〃 (振興局)</td> <td>副部長等</td> <td>〃</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 課長級職員には、管理職手当を受給している課長補佐級職員を含む。</p>			被評価者	第1次評価者	第2次評価者	部長級職員	本庁の部長等	—	次長級職員(本庁・出先)	本庁の部長等	—	〃 (振興局)	振興局長	—	課長級 所属長職員(本庁・出先)	本庁の局長等	本庁の部長等	〃 〃 (振興局)	振興局長	—	課長級職員(本庁・出先)※所属長職員を除く	所属長	本庁の局長等	〃 (振興局)※所属長職員を除く	振興局の部長等	振興局長	課長補佐級以下及び現業職員(本庁)	副課長等	所属長	〃 (出先)	次長等 ※管理職手当受給者	〃	〃 (振興局)	副部長等	〃
	被評価者	第1次評価者	第2次評価者																																		
	部長級職員	本庁の部長等	—																																		
	次長級職員(本庁・出先)	本庁の部長等	—																																		
	〃 (振興局)	振興局長	—																																		
	課長級 所属長職員(本庁・出先)	本庁の局長等	本庁の部長等																																		
	〃 〃 (振興局)	振興局長	—																																		
	課長級職員(本庁・出先)※所属長職員を除く	所属長	本庁の局長等																																		
	〃 (振興局)※所属長職員を除く	振興局の部長等	振興局長																																		
	課長補佐級以下及び現業職員(本庁)	副課長等	所属長																																		
〃 (出先)	次長等 ※管理職手当受給者	〃																																			
〃 (振興局)	副部長等	〃																																			
評価の構成	<p>① 職務行動評価 被評価者の評価期間中の職務行動を、職務遂行に必要なとされる能力を表象する職務行動に着目した基準により評価 (「能力」を評価)</p> <p>② 役割達成度評価 被評価者の担当する業務内容に即して、その課題、目標、進め方等を明確にした上で、評価期間における業務の実施結果を評価 (「実績」を評価)</p>																																				
評価要素	<p>① 職務行動評価</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>部次長級</td> <td>仕事の成果、基本方針の提示、適時・適切な判断、合意形成、責任ある業務遂行、組織統率</td> </tr> <tr> <td>課長級</td> <td>仕事の成果、企画立案、コミュニケーション、責任感、仕事の進め方、部下の育成・活用</td> </tr> <tr> <td>課長補佐級</td> <td>仕事の成果、課題対応、コミュニケーション、責任感、仕事の進め方、部下の育成・活用</td> </tr> <tr> <td>係長級</td> <td>仕事の成果、課題対応、コミュニケーション、責任感、仕事の進め方</td> </tr> <tr> <td>一般職員</td> <td>仕事の成果、情報整理・知識、コミュニケーション、意欲、仕事の進め方</td> </tr> <tr> <td>現業職員</td> <td>仕事の成果、情報整理・知識、コミュニケーション、意欲、仕事の進め方</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 役割達成度評価</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>部次長級</td> <td rowspan="6">勤務実績(目標に対する達成度)</td> </tr> <tr> <td>課長級</td> </tr> <tr> <td>課長補佐級</td> </tr> <tr> <td>係長級</td> </tr> <tr> <td>一般職員</td> </tr> <tr> <td>現業職員</td> </tr> </tbody> </table>			部次長級	仕事の成果、基本方針の提示、適時・適切な判断、合意形成、責任ある業務遂行、組織統率	課長級	仕事の成果、企画立案、コミュニケーション、責任感、仕事の進め方、部下の育成・活用	課長補佐級	仕事の成果、課題対応、コミュニケーション、責任感、仕事の進め方、部下の育成・活用	係長級	仕事の成果、課題対応、コミュニケーション、責任感、仕事の進め方	一般職員	仕事の成果、情報整理・知識、コミュニケーション、意欲、仕事の進め方	現業職員	仕事の成果、情報整理・知識、コミュニケーション、意欲、仕事の進め方	部次長級	勤務実績(目標に対する達成度)	課長級	課長補佐級	係長級	一般職員	現業職員															
部次長級	仕事の成果、基本方針の提示、適時・適切な判断、合意形成、責任ある業務遂行、組織統率																																				
課長級	仕事の成果、企画立案、コミュニケーション、責任感、仕事の進め方、部下の育成・活用																																				
課長補佐級	仕事の成果、課題対応、コミュニケーション、責任感、仕事の進め方、部下の育成・活用																																				
係長級	仕事の成果、課題対応、コミュニケーション、責任感、仕事の進め方																																				
一般職員	仕事の成果、情報整理・知識、コミュニケーション、意欲、仕事の進め方																																				
現業職員	仕事の成果、情報整理・知識、コミュニケーション、意欲、仕事の進め方																																				
部次長級	勤務実績(目標に対する達成度)																																				
課長級																																					
課長補佐級																																					
係長級																																					
一般職員																																					
現業職員																																					
評価方法	<p>① 職務行動評価 5段階による絶対評価</p> <p>② 役割達成度評価 点数による絶対評価</p>																																				
自己評価の有無	<p>① 職務行動評価 有り</p> <p>② 役割達成度評価 〃</p>																																				
評価基準日	<p>① 職務行動評価 11月1日</p> <p>② 役割達成度評価 2月1日</p>																																				
評価対象期間	<p>① 職務行動評価 4月1日から翌3月31日まで</p> <p>② 役割達成度評価 〃</p>																																				
評定結果の活用方法	<p>① 職務行動評価 人材育成、任用・人事配置、分限及び給与の決定のための資料</p> <p>② 役割達成度評価 人材育成及び給与の決定のための資料</p>																																				

区分	勤務成績の評定の概要						
教育委員会	被評価者及び評価者	(1)教育庁					
		被評価者	第1次評価者				
		局長、参事	教育長				
		課長	局長				
		室長、副課長、主幹(課長級)	課長				
上記以外の職員	副課長、室長	第2次評価者					
		教育長					
		局長					
		課長					
(2)教育支援事務所		被評価者	第1次評価者				
被評価者	第1次評価者	第2次評価者					
所長	教育総務局長	教育長					
上記以外の職員	所長	-					
(3)学校以外の教育機関		被評価者	第1次評価者※2				
被評価者	第1次評価者※2	第2次評価者					
所長・副館長	局長	教育長					
副館長、文化情報センター長、紀南図書館長、教育企画員、主幹、専門員(課長級)	所長・副館長	局長					
上記以外の職員	副所長	所長					
教育センター学びの丘の職	(文化情報センター長)	副館長					
図書館の職員	紀南図書館長	副館長					
紀南図書館の職員	副館長	-					
近代美術館・博物館・紀伊風土記の丘・自然博物館の職員							
(4)派遣職員		被評価者	第1次評価者				
被評価者	第1次評価者	第2次評価者					
文化財センターの職員	事務局次長	文化遺産課長					
評価の構成	<p>① 勤務成績評価 職務遂行上の能力、意欲、成績を評価するものであり、自己評価を行うとともに、評価者が被評価者の勤務成績を評価</p> <p>② 個人目標申告に基づく実績評価 職員が自ら職務上の目標を設定し、その達成状況を自己評価するとともに、第1次評価者及び第2次評価者が被評価者の業績を評価</p>						
評価要素	<p>① 勤務成績評価</p> <table border="1" data-bbox="558 1422 1396 1500"> <tr> <td>一般職員</td> <td>企画立案、コミュニケーション、実行力、責任感、倫理観</td> </tr> <tr> <td>現業職員</td> <td>情報整理・知識、コミュニケーション、実行力、責任感、倫理観</td> </tr> </table> <p>② 個人目標申告に基づく実績評価 職員が自ら設定した職務上の目標の評価期間における業務の実施結果(「実績」)を評価する。</p>			一般職員	企画立案、コミュニケーション、実行力、責任感、倫理観	現業職員	情報整理・知識、コミュニケーション、実行力、責任感、倫理観
一般職員	企画立案、コミュニケーション、実行力、責任感、倫理観						
現業職員	情報整理・知識、コミュニケーション、実行力、責任感、倫理観						
評価方法	<p>① 勤務成績評価 5段階による絶対評価</p> <p>② 個人目標申告に基づく実績評価 //</p>						
自己評価の有無	<p>① 勤務成績評価 有り</p> <p>② 個人目標申告に基づく実績評価 //</p>						
評価基準日	<p>① 勤務成績評価 2月1日</p> <p>② 個人目標申告に基づく実績評価 //</p>						
評価期間	<p>① 勤務成績評価 4月1日から翌3月31日まで</p> <p>② 個人目標申告に基づく実績評価 //</p>						
評価結果の活用方法	<p>① 勤務成績評価 職員の意欲の向上や組織の活性化並びに人材育成及び適正配置のための資料</p> <p>② 個人目標申告に基づく実績評価 人材育成及び給与決定の資料</p>						

区分	勤務成績の評定の概要			
教育委員会 (県立学校)	被評価者及び評価者	被評価者 校長 その他の職員	第1次評価者 教育長 校長	調整者 教育長
	評価の構成	職務の状況及び勤務の状況等に基づき評定		
	評価要素	校長:教育計画と運営、職員の指導と管理、施設設備の管理、事務の掌握、地域社会との連携 その他の職員:学級経営、学習指導、生活指導、研修、校務の処理等		
	評価方法	3段階による絶対評価		
	自己評価の有無	無し		
	評価基準日	原則として9月1日		
	評価期間	前年9月1日～8月31日		
	評定結果の活用方法	勤務成績の評定を行うことにより、その結果に応じた措置を講じる。		

区分	勤務成績の評定の概要																				
警察本部	被評価者及び評価者	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="572 277 858 322">被評定者</th> <th data-bbox="858 277 1062 322">第1次評定者</th> <th data-bbox="1062 277 1267 322">第2次評定者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="572 322 858 367">参事官・所属長</td> <td data-bbox="858 322 1062 367">所管部長</td> <td data-bbox="1062 322 1267 367">—</td> </tr> <tr> <td data-bbox="572 367 858 412">次席・管理官・副署長等</td> <td data-bbox="858 367 1062 412">所属長</td> <td data-bbox="1062 367 1267 412">—</td> </tr> <tr> <td data-bbox="572 412 858 456">調査官・課長補佐・署課長等</td> <td data-bbox="858 412 1062 456">管理官等</td> <td data-bbox="1062 412 1267 456">次席・副署長等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="572 456 858 501">係長・主任・係員</td> <td data-bbox="858 456 1062 501">担当補佐・署課長等</td> <td data-bbox="1062 456 1267 501">管理官等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="572 501 858 546">初任科生</td> <td data-bbox="858 501 1062 546">担当教官</td> <td data-bbox="1062 501 1267 546">校長補佐</td> </tr> </tbody> </table>		被評定者	第1次評定者	第2次評定者	参事官・所属長	所管部長	—	次席・管理官・副署長等	所属長	—	調査官・課長補佐・署課長等	管理官等	次席・副署長等	係長・主任・係員	担当補佐・署課長等	管理官等	初任科生	担当教官	校長補佐
	被評定者	第1次評定者	第2次評定者																		
	参事官・所属長	所管部長	—																		
	次席・管理官・副署長等	所属長	—																		
	調査官・課長補佐・署課長等	管理官等	次席・副署長等																		
	係長・主任・係員	担当補佐・署課長等	管理官等																		
	初任科生	担当教官	校長補佐																		
	評価の構成	<p>【初任科生以外の警察官・警察職員】</p> <p>① 勤務実績評定 被評定者の勤務実績について、基礎的能力、仕事の姿勢、業務処理能力に着眼して評定</p> <p>② 人物評定 被評定者の人物面について、社会面、活動面、精神面等に着眼して評定</p> <p>【初任科生】</p> <p>① 学術評価 被評定者の学術について、学科、術科成績に基づき評定</p> <p>② 操行評価 被評定者の操行について、生活面、功労面等に着眼して評定</p>																			
評価要素	<p>【初任科生以外の警察官・警察職員】</p> <p>① 勤務実績評定 実行力、折衝力、責任感、積極性、正確性、迅速性等</p> <p>② 人物評定 誠実・実直、信望、忍耐力、は気、ち密、向上心等</p> <p>【初任科生】</p> <p>① 学術評価 学科、術科各科目の成績</p> <p>② 操行評価 責任感、積極性、規律等</p>																				
評価方法	<p>【初任科生以外の警察官・警察職員】 勤務実績評定、人物評定を総合して5段階による絶対評価</p> <p>【初任科生】 学術評価、操行評価を総合して5段階による絶対評価</p>																				
自己評価の有無	有り																				
評価基準日	年間評定 12月31日 半期評定 6月1日、12月1日																				
評価期間	年間評定 1月1日から12月31日まで 半期評定 12月2日から翌年6月1日まで、6月2日から12月1日まで 特別評定(初任科生) 初任教養期間中																				
評定結果の活用方法	昇任、降任及び転任等の人事異動 表彰、懲戒及び分限 昇給及び勤勉手当 指導教養及び監督																				

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 公務災害・通勤災害の認定件数

(平成24年度)

区 分		件 数	区 分		件 数	区 分		件 数
公務災害		108	通勤災害		14	合 計		122
内 訳	知事部局	14	内 訳	知事部局	3	内 訳	知事部局	17
	教育委員会	36		教育委員会	4		教育委員会	4
	警察本部	58		警察本部	7		警察本部	65

(2) 健康診断実施状況

(平成24年度)

健康診断名	受診対象者	受診者数		
		知事部局	教育委員会	警察本部
定期健康診断	全職員	3,694	3,063	2,483
雇入時健康診断	新規採用職員	138	11	
電離放射線業務健康診断	放射線業務に従事する職員	20		4
農業業務健康診断	有機リン系農薬取扱業務に従事する職員	102		
有機溶剤等業務健康診断	有機溶剤等取扱業務に従事する職員	45		3
振動業務健康診断	振動工具取扱業務に従事する職員	61		
家畜疾病等取扱業務健康診断	動物の負傷・疾病等取扱業務に従事する職員	81		
VDT作業健康診断	VDT作業に従事する職員の内希望者	198		
B型肝炎健康診断	血液取扱い業務に従事する職員の内希望者、県立学校養護教諭及び特別支援学校教職員	16	1,003	
乗船業務健康診断	乗船業務に従事する職員	13		
深夜業務従事者健康診断	深夜業務に従事する職員	101		629
ホルムアルデヒド取扱業務健康診断	ホルムアルデヒド取扱業務に従事する職員	8		
海外派遣労働者健康診断	6ヶ月以上海外へ派遣される職員及び6ヶ月以上海外へ派遣され帰国した職員	0		
結核健診	医療関係者で結核患者と直接接する機会のある職員	0	3,000	
特定化学物質等取扱業務健康診断	特定化学物質取扱業務に従事する職員	8		
介護業務健康診断	県立特別支援学校教職員のうち希望者		56	
給食業務健康診断	県立学校寄宿舎調理員		17	
機動隊員特別検診	機動隊員及び管区機動隊員			64
高気圧作業従事者検診	高気圧作業従事者			31
鉛業務従事者検診	鉛業務従事者			9
脳波検診	白バイ勤務員			10

(3) (財)和歌山県職員互助会・(財)和歌山県教育互助会・(財)和歌山県警察共助会の状況

(平成24年度)

	(財)和歌山県職員互助会	(財)和歌山県教育互助会	(財)和歌山県警察共助会
会 員 数	5,174 人	9,611 人	2,571 人
掛 金	20,389 千円	422,489 千円	69,838 千円
掛 金 率	(給料)×1/1000	(給料)×1/100	(給料)×7/1000
補 助 金	0 千円	0 千円	0 千円

(注) 1 この様式に定める「知事部局」は、議会議務局・人事委員会事務局・監査委員事務局・和歌山海区漁業調整委員会を含みます。
2 各互助会に対する補助金については、平成18年度から廃止しました。

8 その他知事が必要と認める事項

区分 職種	平成23年度 退職者数 a	aのうち再就職者数 (平成24年度)										再就職 しない者 n	不明で ある者 o				
		県に再就職した者					県以外に再就職した者										
		再任用職員 (常勤勤務) c	再任用職員 (短時間勤 務) d	非常勤職員 e	臨時職員 f	その他 g	他の地方公共団体 うち再任用職員 h	外郭団体 j	非営利団体 (外郭団体除く) k	営利企業 (外郭団体除く) l	自営業 m						
一般行政職	156	0	53	2	0	0	0	0	0	3	0	1	18	11	5	31	32
研究職	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	3	0
医療職	7	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	3	0
技能労務職	11	1	4	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	3	2
教職	389	19															370
警察職	87	1	10	25						9			11	12			20
合計	656	21	70	27	0	0	0	0	0	13	0	1	32	24	5	40	424

II 人事委員会の業務状況

1 職員の競争試験及び選考の状況

(1) 競争試験の状況(平成24年度)

ア 採用試験

(ア) 試験の名称 I種(大学卒業程度)試験

- a 受験資格 (a) 昭和52年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた人
 (b) 平成3年4月2日以降に生まれた人で大学(短大を除く。)を卒業した人又は平成25年3月末日までに卒業見込みの人
 (c) 人事委員会が(b)に該当する人と同等の資格があると認める人

b 第1次試験

実施日: 平成24年6月24日(日)

場所: 和歌山会場

県立向陽高等学校

田辺会場

県立田辺高等学校

c 最終試験

実施日: 平成24年7月23日(月)

場所: 和歌山ビッグ愛

平成24年7月24日(火)

平成24年7月25日(水)

平成24年7月26日(木)

平成24年8月17日(金)

平成24年8月20日(月)

~ 平成24年8月24日(金)

平成24年8月27日(月)

(一般行政職特別枠) 平成24年7月20日(金)

平成24年8月6日(月)

~ 平成24年8月7日(火)

試験区分	申込者数	1次受験者数	1次合格者数	最終合格者数	競争倍率
一般行政職 通常職	587	471	135	45	10.5
一般行政職 特別職	55	45	19	10	4.5
学校事務職	75	64	21	7	9.1
警察事務職	104	89	39	13	6.8
情報職	39	32	7	2	16.0
総合土木職	42	35	29	15	2.3
建築職	14	11	6	2	5.5
電気職A	9	6	3	1	6.0
電気職B	4	4	4	1	4.0
機械職	9	6	5	1	6.0
化学職	26	19	7	2	9.5
農学職	47	34	18	6	5.7
林学職	13	11	9	3	3.7
水産職	19	17	7	2	8.5
合計	1,043	844	309	110	7.7

試験区分のうち、電気職Bは警察本部又は警察署での勤務。

(イ) 試験の名称 Ⅲ種(高校卒業程度)試験

- a 受験資格 昭和63年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた人
ただし、学歴制限あり
- b 第1次試験
実施日：平成24年9月23日(日) 場所：和歌山会場
県立星林高等学校
田辺会場
県立田辺工業高等学校
新宮会場
県立新宮高等学校
- c 最終試験
実施日：平成24年10月12日(金) 場所：和歌山ビッグ愛
平成24年10月26日(金)

試験区分	申込者数	1次受験者数	1次合格者数	最終合格者数	競争倍率
一般事務	51	41	10	4	10.3
学校事務	123	110	24	12	9.2
警察事務	63	57	12	6	9.5
土木	5	5	4	1	5.0
合計	242	213	50	23	9.3

(ウ) 試験の名称 第1回警察官A

- a 受験資格 昭和55年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた人
(a) 学校教育法による大学(短大を除く。)を卒業した人又は平成25年3月末日までに卒業見込みの人
(b) 人事委員会が(a)に該当する人と同等の資格があると認める人
※男性武道枠は別途資格要件あり
- b 第1次試験
実施日：平成24年5月13日(日) 場所：和歌山会場
県立和歌山工業高等学校
田辺会場
県立神島高等学校
- c 第2次試験
実施日：平成24年6月12日(火) 場所：和歌山ビッグ愛
? 和歌山ビッグホール
平成24年6月14日(木)
- d 最終試験
実施日：平成24年7月12日(木) 場所：和歌山ビッグ愛

試験区分	申込者数	1次受験者数	1次合格者数	2次合格者数	最終合格者数	競争倍率
警察官A 男性一般	308	264	140	80	40	6.6
警察官A 女性一般	45	34	20	11	5	6.8
警察官A 男性武道(柔道)	3	3	0	—	—	—
警察官A 男性武道(剣道)	2	2	1	1	1	2.0
合計	358	303	161	92	46	6.6

(I) 試験の名称 第2回警察官A

- a 受験資格 昭和55年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた人
(a) 学校教育法による大学(短大を除く。)を卒業した人又は平成25年3月末日までに卒業見込みの人
(b) 人事委員会が(a)に該当する人と同等の資格があると認める人
※男性武道枠は別途資格要件あり
- b 第1次試験
実施日: 平成24年9月16日(日) 場所: 和歌山会場
県立和歌山東高等学校
田辺会場
県立神島高等学校
- c 第2次試験
実施日: 平成24年10月15日(月) 場所: 和歌山ビッグ愛
平成24年10月16日(火) 和歌山ビッグホエール
- d 最終試験
実施日: 平成24年11月22日(木) 場所: 和歌山ビッグ愛

試験区分	申込者数	1次受験者数	1次合格者数	2次合格者数	最終合格者数	競争倍率
警察官A 男性一般	159	131	61	36	21	6.2
警察官A 女性一般	32	25	9	6	2	12.5
警察官A 男性武道(柔道)	3	3	2	1	1	3.0
警察官A 男性武道(剣道)	1	1	0	—	—	—
合計	195	160	72	43	24	6.7

(オ) 試験の名称 警察官B

- a 受験資格 昭和55年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた人
ただし、次の人は除く。
(a) 学校教育法による大学(短大を除く。)を卒業した人又は平成25年3月末日までに卒業見込みの人
(b) 人事委員会が(a)に該当する人と同等の資格があると認める人
- b 第1次試験
実施日: 平成24年9月16日(日) 場所: 和歌山会場
県立和歌山東高等学校
田辺会場
県立神島高等学校
- c 第2次試験
実施日: 平成24年10月15日(月) 場所: 和歌山ビッグ愛
平成24年10月17日(水) 和歌山ビッグホエール
平成24年10月18日(木)
- d 最終試験
実施日: 平成24年11月21日(水) 場所: 和歌山ビッグ愛

試験区分	申込者数	1次受験者数	1次合格者数	2次合格者数	最終合格者数	競争倍率
警察官B 男性	265	230	138	82	41	5.6
警察官B 女性	40	35	18	12	5	7.0
合計	305	265	156	94	46	5.8

(カ) 試験の名称 第1回育休任期付職員(Ⅲ種相当)及び任期付短時間勤務職員(Ⅲ種相当)

a 受験資格 年齢制限なし

b 第1次試験

実施日: 平成24年7月29日(日)

場所: 和歌山ビッグ愛

c 最終試験

実施日: 平成24年8月13日(月)

場所: 和歌山ビッグ愛

試験区分	申込者数	1次受験者数	1次合格者数	最終合格者数	競争倍率
一般事務・和歌山	49	44	25	8	5.5
一般事務・西牟婁	13	9	9	3	3.0
農業・紀北	4	4	4	1	4.0
任期付短時間勤務 一般事務・和歌山	5	4	4	1	4.0
任期付短時間勤務 一般事務・紀北	9	7	4	1	7.0
合計	80	68	46	14	4.9

(キ) 試験の名称 第2回育休任期付職員(Ⅲ種相当)及び任期付短時間勤務職員(Ⅲ種相当)

a 受験資格 年齢制限はなし

b 第1次試験

実施日: 平成25年1月26日(土)

場所: 和歌山ビッグ愛

c 最終試験

実施日: 平成25年2月12日(火)

場所: 和歌山ビッグ愛

試験区分	申込者数	1次受験者数	1次合格者数	最終合格者数	競争倍率
一般事務・和歌山	42	38	36	12	3.2
一般事務・紀中	10	9	9	3	3.0
一般事務・紀北	9	7	7	3	2.3
任期付短時間勤務 一般事務・和歌山	3	3	3	2	1.5
任期付短時間勤務 一般事務・紀北	2	2	2	1	2.0
任期付短時間勤務 一般事務・西牟婁	2	0	—	—	—
合計	68	59	57	21	2.8

イ 昇任試験

試験の名称 警察官(警部・警部補・巡査部長)昇任試験
(一般)

種 別	受験者数	最終合格者数	競争倍率
警 部	139	8	17.4
警 部 補	214	30	7.1
巡 査 部 長	514	60	8.6

(専門)

種 別	受験者数	最終合格者数	競争倍率
警 部	13	3	4.3
警 部 補	12	5	2.4

(2) 選考の状況(平成24年度)

ア 採用選考の状況

(ア) 公募選考試験の状況

a 試験の名称 社会福祉士、臨床心理士、精神保健相談員、獣医師、薬剤師及び保健師
採用選考試験(Ⅰ種試験と同日実施)

(a) 受験資格 昭和48年4月2日以降に生まれた人で定められた資格免許取得者又は平成25年春季までに行われる国家試験により免許取得見込みの人

(b) 第1次試験

実施日: 平成24年6月24日(日)

場所: 和歌山会場
県立向陽高等学校
田辺会場
県立田辺高等学校

(c) 最終試験

実施日: 平成24年7月20日(金)
平成24年8月6日(月)
平成24年8月7日(火)

場所: 和歌山ビッグ愛

試験区分	申込者数	1次受験者数	1次合格者数	最終合格者数	競争倍率
社会福祉士	39	32	10	4	8.0
臨床心理士	18	15	5	1	15.0
精神保健相談員	12	8	4	1	8.0
獣医師	3	3	3	3	1.0
薬剤師	5	4	4	1	4.0
保健師	31	25	6	2	12.5

b 試験の名称 資格免許職等職員採用選考試験(Ⅲ種試験と同日実施)

(a) 受験資格 昭和48年4月2日以降に生まれた人で
管理栄養士、診療放射線技師については、定められた免許取得者又は平成25年春季までに行われる国家試験により免許取得見込みの人
司書、栄養士については、定められた資格免許取得者又は平成25年3月末日までに免許取得見込みの人

(b) 第1次試験

実施日: 平成24年9月23日(日)

場所: 和歌山会場
県立星林高等学校
田辺会場
県立田辺工業高等学校
新宮会場
県立新宮高等学校

(c) 最終試験

実施日: 平成24年10月12日(金)
平成24年10月26日(金)

場所: 和歌山ビッグ愛

試験区分	申込者数	1次受験者数	1次合格者数	最終合格者数	競争倍率
栄養士	28	21	4	1	21.0
診療放射線技師	6	4	3	1	4.0
司書	81	65	4	1	65.0
学校栄養職員	52	40	6	2	20.0

c 試験の名称 身体障害者を対象とした職員採用選考試験

- (a) 受験資格 次の要件をすべて満たす人
 ・昭和52年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた人
 ・身体障害者手帳(1級～4級)の交付を受けている人
 ・自力により通勤ができ、介護者なしに職務遂行できる人
 ・県内に居住している人

(b) 第1次試験

実施日: 平成24年10月14日(日) 場所: 和歌山ビッグ愛

(c) 最終試験

実施日: 平成24年11月5日(月) 場所: 和歌山ビッグ愛

試験区分	申込者数	受験者数	1次合格者数	最終合格者数	競争倍率
一般事務	17	16	4	1	16.0

d 試験の名称 工業技術センター研究員採用選考試験

- (a) 受験資格 (a) 昭和48年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた人
 (b) 平成3年4月2日以降に生まれた人で大学(短大を除く。)を卒業した人又は平成25年3月末日までに卒業見込みの人

(b) 第1次試験

実施日: 平成24年7月30日(月) 場所: 県工業技術センター
 平成24年7月31日(火)

(c) 最終試験

実施日: 平成24年9月1日(土) 場所: 県工業技術センター

試験区分	申込者数	書類選考合格者	1次合格者数	最終合格者数	競争倍率(申込時)
研究員(食品加工技術系)	22	7	4	1	22.0
研究員(機械金属技術系)	9	5	3	1	9.0

e 試験の名称 文化財専門員採用選考試験

- (a) 受験資格 昭和52年4月2日以降に生まれた人で
 学芸員の取得者又は平成25年3月末日までに取得見込みの人

(b) 第1次試験

実施日: 平成24年12月2日(日) 場所: 県立向陽高等学校

(c) 最終試験

実施日: 平成25年1月19日(土) 場所: 和歌山ビッグ愛

試験区分	申込者数	書類選考合格者	1次合格者数	最終合格者数	競争倍率(申込時)
文化財専門員 (埋蔵担当)	20	20	8	3	6.7

f 試験の名称 職業訓練指導員採用選考試験

- (a) 受験資格 昭和48年4月2日以降に生まれた人で
 定められた資格取得者又は平成25年3月末日までに取得見込みの人

(b) 第1次試験

実施日: 平成24年11月11日(日) 場所: 県立産業技術専門学院

(c) 最終試験

実施日: 平成24年12月1日(土) 場所: 県立産業技術専門学院

試験区分	申込者数	受験者数	1次合格者数	最終合格者数	競争倍率
職業訓練指導員 (メカトロニクス)	2	2	2	1	2.0
職業訓練指導員 (観光ビジネス)	2	2	2	1	2.0

g 試験の名称 体育指導員採用選考試験

- (a) 受験資格 以下の要件をすべて満たす人
 ・昭和52年4月2日以降に生まれた人
 ・学校教育法による大学(短大を除く。)を卒業した人又は平成25年3月末日までに卒業見込みの人若しくは同等の知識を有する人
 ・スポーツに関する専門的な知識を持ち国際競技大会に日本代表として出場した人又は全国規模の大会で特に優秀な成績を収めた人

(b) 第1次試験

実施日: 平成24年12月17日(月) 場所: アバローム紀の国

(c) 最終試験

実施日: 平成25年1月19日(土) 場所: 和歌山ビッグ愛

試験区分	申込者数	書類選考合格者	1次合格者数	最終合格者数	競争倍率(申込時)
体育指導員	45	30	20	9	5.0

h 試験の名称 県立こころの医療センター看護師採用選考試験

- (a) 受験資格 昭和48年4月2日以降に生まれた人で
 看護師免許取得者又は平成25年春季までに行われる国家試験により
 免許取得見込みの人

(b) 試験

実施日: 平成25年1月26日(土) 場所: 和歌山ビッグ愛
 平成25年2月11日(月)

試験区分	申込者数	受験者数	合格者数	競争倍率
看護師	21	20	7	2.9

i 試験の名称 専任教員採用選考試験

- (a) 受験資格 昭和28年4月2日以降に生まれた人で
 定められた資格要件を満たす人又は平成25年3月末日までに要件を満たす
 見込みの人

(b) 第1次試験

実施日: 平成25年1月6日(日) 場所: 和歌山県日赤会館

(c) 最終試験

実施日: 平成25年1月19日(土) 場所: 和歌山ビッグ愛

試験区分	申込者数	受験者数	1次合格者数	最終合格者数	競争倍率
専任教員	6	5	5	3	1.7

j 試験の名称 警察官(再採用)採用選考試験

- (a) 受験資格 昭和28年5月2日以降生まれた人で定められた資格要件を満たす人

(b) 試験

実施日: 平成25年3月18日(月) 場所: 和歌山県警察本部

試験区分	申込者数	受験者数	合格者数	競争倍率
警察官(再採用)	6	6	2	3.0

k 試験の名称 第1回育休任期付職員採用選考試験(資格免許職)

(a) 受験資格 試験区分毎に定められた資格免許取得者

(b) 第1次試験

実施日: 平成24年7月29日(日)

場所: 和歌山ビッグ愛

(c) 最終試験

実施日: 平成24年8月13日(月)

場所: 和歌山ビッグ愛

試験区分	申込者数	1次受験者数	1次合格者数	最終合格者数	競争倍率
臨床心理士	0	—	—	—	—
専任教員・紀北	0	—	—	—	—
専任教員・東牟婁	0	—	—	—	—
看護師	2	1	1	1	1.0

l 試験の名称 第2回育休任期付職員採用選考試験(資格免許職)

(a) 受験資格 試験区分毎に定められた資格免許取得者

(保健師については免許取得者又は平成25年春季までに行われる
国家試験により免許取得見込みの人を含む。)

(b) 第1次試験

実施日: 平成25年1月26日(土)

場所: 和歌山ビッグ愛

(c) 最終試験

実施日: 平成25年2月12日(火)

場所: 和歌山ビッグ愛

試験区分	申込者数	1次受験者数	1次合格者数	最終合格者数	競争倍率
社会福祉・和歌山	5	5	4	1	5.0
社会福祉・西牟婁	1	1	1	1	1.0
臨床心理士	2	2	2	1	2.0
専任教員	1	1	1	1	1.0
保健師・紀北	2	2	2	1	2.0
保健師・紀中	0	—	—	—	—
保健師・東牟婁	0	—	—	—	—

(イ) その他の選考の状況

職 任命権者	部長	次長	課長	課長補佐	係長	主事又は技師 相当職	その他	警視	警部	警部補	巡査部長	巡査長	巡査	現業職	計
	相当職	相当職	相当職	相当職	相当職										
知事	1		5	7	20	32									65
教育委員会			4	14	5	4									27
警察本部長								4	4	6	4	2	7		27
合計	1	0	9	21	25	36	0	4	4	6	4	2	7	0	119

イ 昇任選考の状況

職 任命権者	一般職					警察官					計
	部長 相当職	次長 相当職	課長 相当職	課長補佐 相当職	係長 相当職	警視正	警視	警部	警部補	巡査部長	
知事	12	30	81	78	102						303
教育委員会		3	10	10	25						48
県議会			1								1
警察本部長			3	3	6		16	36	34	7	105
合計	12	33	95	91	133	0	16	36	34	7	457

2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

(1) 平成24年職員の給与等に関する報告及び勧告の概要

<平成24年の給与勧告のポイント>

○月例給、ボーナスともに改定なし

- ・ 月例給は、民間給与が職員給与を上回る（24円、0.01%）が、較差が小さく改定なし
- ・ 期末手当・勤勉手当（ボーナス）は民間と概ね均衡し、改定なし（現行3.95月分）

月例給の据え置きは4年ぶり、ボーナスの据え置きは2年連続。

○50歳台後半層における給与水準の上昇を抑制するため、昇給・昇格制度を見直し

ア 民間給与と本県職員給与との比較

平成24年5月から6月にかけて、企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の県内民間事業所239から抽出した120事業所について、平成24年4月分の給与等を調査（職種別民間給与実態調査）

(ア) 月例給

役職、学歴、年齢の条件が同等と認められる民間従業員と職員の本年4月分の給与を比較

民間の給与（A）	職員の給与（B）		較差（A－B）
373,889円	減額措置前	373,865円	24円（0.01%）
	減額措置後	372,592円	1,297円（0.35%）

※ 職員の給与…行政職給料表適用者（職員数3,813人 平均年齢42.5歳 平均勤続年数18.7年）

※ 減額措置前…給与条例の特例措置の適用がないものとした場合の額

減額措置後…給与条例の特例措置（管理職員の給料2%減額）により実際に支払われた額

(イ) 特別給（ボーナス）

平成23年8月から平成24年7月までの1年間に民間事業所で支払われた特別給（ボーナス）の支給割合と、職員の期末手当・勤勉手当の年間支給月数を比較

民間の年間支給割合	職員の年間支給月数	差
3.94月分	3.95月分	△0.01月分

イ 本年の給与改定の判断

※ 職員の給与を検討するに当たっては、厳しい財政状況によりとられている給与の減額措置が時限的なものであることを考慮し、減額がないとした場合の給与を基に比較

(ア) 月例給

以下の事情を総合的に勘案し、民間の給与との較差（24円、0.01%）に基づく改定は行わない

- a 従来、公民較差が小さく、給料表及び諸手当の適切な改定を行うことが困難な場合には、月例給の改定を見送っていること
- b 人事院が、平成24年4月の較差に基づく月例給の改定を行わないこととしたこと

(イ) 期末手当・勤勉手当

民間の特別給の支給割合（3.94月）と概ね均衡しているため、改定を行わない（現行3.95月分）

支給月数（一般の職員の場合）

	6月期	12月期	計
24年度 期末手当	1.225月	1.375月	2.60月
勤勉手当	0.675月	0.675月	1.35月
計	1.9月	2.05月	3.95月

ウ 給与制度の改正等

(ア) 昇給・昇格制度の見直し

- ・ 人事院は、50歳台後半層における官民の給与差を考慮して、50歳台後半層の給与水準の上昇をより抑える方向で、昇給・昇格制度を改正し、世代間の給与配分の適正化を進めることとしたところ
- ・ 本県の給与制度はこれまで国の制度を基本としてきたところであり、また、50歳台後半層における職員給与水準が国と同様に上昇しており、世代間の給与配分の適正化をより進める必要があることから、人事院勧告に準じて昇給・昇格制度の改正を行うことが適当
- ・ 昇給制度については、55歳を超える職員は、標準の勤務成績では昇給しないこととし、昇格制度については、最高号給を含む高位の号給から昇格した場合の給料月額を増加額を縮減

(イ) 給与構造改革に伴う経過措置額

- ・ 平成23年、経過措置額の廃止については、基本給としての性格に配慮したものであることを踏まえた上で、人事院勧告による国の措置に準ずることと勧告したところ
- ・ 国は、給与改定・臨時特例法において、経過措置を平成26年3月末に廃止するとともに、経過措置が段階的に解消されることにより生じる原資を用いて、平成24年、平成25年及び平成26年の4月1日に、人事院規則で定める職員の昇給回復を行う措置を実施
- ・ 本県においても、給与構造改革については平成18年度から基本的に国に準じた制度を実施してきたところであり、本県における制度導入の経緯や実情を考慮した上で、国の措置に準じた取組を実施することが適当

(ウ) 自宅に係る住居手当

平成22年の本委員会の報告において、廃止に向けて所要の見直しを行うことが適当である旨言及しているところであるが、平成24年は民間給与が職員給与を上回っていることから、改定を行わないことが適当。なお、今後、他の都道府県の動向を注視しつつ、廃止の時期を検討することが必要

エ 公務運営の改善

(ア) 人材の確保

優秀な人材を確保するため、職員採用 I 種試験において、受験年齢制限の緩和、一般行政職特別枠の導入、複数回面接の実施など意欲的で行動力のある多様な人材を確保するための取組を行ってきたところであるが、今後も、更に効果的な採用試験の実施方法について検討

(イ) 女性職員の登用の拡大

政策に多様な視点や新しい発想を導入するという観点からも、女性職員の登用の拡大は重要であり、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現、能力開発や能力発揮に対する支援の充実、職員の意識改革等の課題解決に努め、女性職員の登用の拡大に向けた取組を進めていくことが必要

(ウ) 人事評価制度の充実

評価基準や評価手続を始めとする制度の見直しを行い、信頼性をより一層高めていくことが求められており、国家公務員における新たな人事評価制度の動向を注視しながら、職員の意欲の向上と組織の活性化につながる人事評価制度として、定着させていくことが必要

(エ) 高齢期の雇用問題

国においては、定年退職する職員がフルタイムでの再任用を希望する場合には任命権者は再任用を行うものとする基本方針が決定され、さらに、平成24年の人事院勧告の際の「国家公務員制度改革等に関する報告」において、新たな再任用制度に関する課題と取組が示されているところであり、引き続き動向を注視しながら対応を早急に検討していくことが必要

(オ) 地方公務員の労働基本権問題

総務省から平成23年6月に「地方公務員の労使関係制度に係る基本的な考え方」が、平成24年5月に「地方公務員制度改革について（素案）」が示されたところであるが、本制度改革は、協約締結権の付与とそれに伴う人事委員会による給与勧告制度の廃止を内容としており、勤務条件を決定する仕組みに大きな変革をもたらすものであることから、今後もその動向を注視していくことが必要

(カ) 勤務環境の整備

a 超過勤務の縮減と年次有給休暇の取得促進

- ・ 超過勤務の縮減については、依然として長時間勤務の実態が見られるため、引き続き、縮減に取り組んでいくことが必要。管理職員にあつては、引き続き、効率的な業務の執行を図るとともに、ノー残業デーの実施の徹底や特定の職員・グループに超過勤務が集中しないよう、業務配分を行うなどの取組が必要であり、職員一人ひとりにおいても、自らの業務遂行の手順等の改善を常に心がけることが必要
- ・ 年次有給休暇の取得促進については、引き続き、取得しやすい環境を整備するとともに、計画的・連続的使用の促進に一層取り組むことが必要

b 両立支援の推進

育児休業、介護休業等の制度が有効に活用されるよう職員に対し周知を図るとともに、これらの制度が活用しやすい職場の環境づくりを進めていくことが必要。男性職員の育児休業の取得率は、平成23年度は増加したものの、極めて低い状況にあるため、各任命権者は制度の周知を図るとともに、男性職員が所属長と相談しながら育児に関する休暇取得等の計画を作成する「育児参加プログラム制度」の推進に取り組むことが必要

c 心の健康づくりの推進

各任命権者においても、メンタルヘルス相談等様々な取組が行われてきているが、心の疾病による長期病休者数が十分に改善されていない状況にあるため、引き続き、職員の心の疾病の未然防止、早期発見・対処、円滑な職場復帰への取組を推進していくことが必要

(2)報告資料
ア 職員の給与
(ア) 職員の給料表

給料表	区分	職員数		知事	県議会議長	代表監査委員	教育委員会			人事委員会	警察本部長
		平成23年4月	増減				本庁等	県立学校	市町村立小・中学校		
全		14,968	△ 127	3,493	30	16	309	2,885	5,761	12	2,462
行政職		3,816	5	2,974	30	16	287	188		12	309
研究職		191	△ 5	176	-	-	-	-	-	-	15
医療職(1)		29	1	29	-	-	-	-	-	-	-
医療職(2)		107	0	98	-	-	-	9	-	-	-
医療職(3)		215	5	215	-	-	-	-	-	-	-
学校栄養職員		48	△ 7	-	-	-	-	-	48	-	-
学校事務職員		322	△ 8	-	-	-	-	-	322	-	-
計		4,728	△ 9	3,492	30	16	287	197	370	12	324
高等学校等教育職員		2,633	△ 20	-	-	-	-	2,633	-	-	-
県立中学校教育職員		55	1	-	-	-	-	55	-	-	-
市町村立小・中学校等教育職員		5,413	△ 93	-	-	-	22	-	5,391	-	-
計		8,101	△ 112	-	-	-	22	2,688	5,391	-	-
警察官		2,138	△ 5	-	-	-	-	-	-	-	2,138
特定任期付職員		1	0	1	-	-	-	-	-	-	-
特定業務等従事任期付職員 医療職(1)		0	△ 1	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 1 再任用職員は、含まれない(以下、(エ)の表までについて同じ)。
 2 行政職及び研究職には、一般任期付職員をそれぞれ3人及び2人含んでいる。
 3 一般任期付職員、特定任期付職員については、(イ)の表から(エ)の表までの集計から除いている。

(イ)職員の給料表別人員、平均年齢、平均勤続年数

区分		適用人員	平均年齢	平均勤続年数
給料表		人	歳	年
全		14,962	43.7	20.0
一般職員	行政職	3,813	42.5	18.7
	研究職	189	41.6	15.8
	医療職(1)	29	42.3	8.9
	医療職(2)	107	42.1	16.1
	医療職(3)	215	45.6	18.7
	学校栄養職員	48	40.5	16.7
	学校事務職員	322	44.5	24.5
	計	4,723	42.7	18.9
教育職員	高等学校等教育職員	2,633	44.6	20.0
	県立中学校教育職員	55	44.1	19.0
	市町村立小・中学校等教育職員	5,413	46.2	22.3
	計	8,101	45.7	21.5
警察官		2,138	38.7	16.4
平成23年4月 全		15,088	44.0	20.3

(ウ)職員の給料表別、学歴別、性別人員構成比

区分 給料表	計	学歴別人員構成比				性別人員構成比		
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男性	女性	
全	100.0	77.3	10.5	12.1	0.1	62.5	37.5	
一般職員	行政職	100.0	73.9	9.7	16.3	0.1	79.5	20.5
	研究職	100.0	94.2	4.2	1.6	-	85.2	14.8
	医療職(1)	100.0	100.0	-	-	-	72.4	27.6
	医療職(2)	100.0	73.8	26.2	-	-	59.8	40.2
	医療職(3)	100.0	34.4	45.1	20.5	-	33.5	66.5
	学校栄養職員	100.0	50.0	50.0	-	-	2.1	97.9
	学校事務職員	100.0	1.9	42.2	55.9	-	26.7	73.3
	計	100.0	68.0	14.0	17.9	0.1	72.8	27.2
教育職員	高等学校等教育職員	100.0	94.2	5.1	0.7	-	56.9	43.1
	県立中学校教育職員	100.0	92.7	7.3	-	-	56.4	43.6
	市町村立小・中学校等教育職員	100.0	86.0	13.9	0.1	-	43.9	56.1
	計	100.0	88.7	11.0	0.3	-	48.2	51.8
警察官	100.0	54.7	0.9	44.2	0.2	94.2	5.8	

平成23年4月 全	100.0	76.3	11.1	12.5	0.1	62.7	37.3
-----------	-------	------	------	------	-----	------	------

(工)職員の給料表別平均給与月額

区分 給料表	給料	扶養手当	地域手当	小計	住居手当・ 管理職手当等	合計	
	円	円	円	円	円	円	
全	361,561 (362,508)	10,098	6,495	378,154 (379,101)	12,738	390,892 (391,839)	
一般職員	行政職	335,396 (336,669)	12,632	9,492	357,520 (358,793)	15,072	372,592 (373,865)
	研究職	343,797 (344,919)	12,595	5,842	362,234 (363,356)	16,451	378,685 (379,807)
	医療職(1)	412,115 (416,413)	12,034	69,253	493,402 (497,700)	377,141	870,543 (874,841)
	医療職(2)	325,727 (325,972)	9,664	4,001	339,392 (339,637)	8,858	348,250 (348,495)
	医療職(3)	355,862 (356,032)	8,495	997	365,354 (365,524)	4,475	369,829 (369,999)
	学校栄養職員	308,202 (308,202)	2,875	3,054	314,131 (314,131)	3,708	317,839 (317,839)
	学校事務職員	342,873 (342,873)	5,731	2,600	351,204 (351,204)	5,684	356,888 (356,888)
	計	337,149 (338,261)	11,801	8,666	357,616 (358,728)	15,972	373,588 (374,700)
教育職員	高等学校等教育職員	388,707 (389,254)	9,434	6,134	404,275 (404,822)	8,978	413,253 (413,800)
	県立中学校教育職員	383,120 (383,909)	10,755	7,671	401,546 (402,335)	9,138	410,684 (411,473)
	市町村立小・中学校等 教育職員	386,527 (387,750)	7,639	4,085	398,251 (399,474)	12,468	410,719 (411,942)
	計	387,212 (388,212)	8,244	4,775	400,231 (401,231)	11,311	411,542 (412,542)
警察官	318,300 (318,674)	13,361	8,216	339,877 (340,251)	11,005	350,882 (351,256)	
平成23年4月 全	365,341 (366,304)	10,304	6,428	382,073 (383,036)	12,457	394,530 (395,493)	

(注) 1 給料には、「給料の調整額」及び「教職調整額等」並びに「平成18年切替に伴う現給保障の経過措置額」を含む。
2 () 内の数字については、職員の給与に関する条例等の特例措置による減額措置前の額を示す。

イ 民間の給与

(ア) 職種別民間給与実態調査の概要

平成24年の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

a 調査の目的と時期

この調査は、本県の職員の給与を検討するため、平成24年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

b 調査機関

和歌山県人事委員会、人事院等

c 調査の範囲

(a) 調査対象事業所

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所のうち、次の日本標準産業分類の大分類（(7)～(9)）に分類された239事業所

(7) 漁業 (イ) 鉱業、採石業、砂利採取業 (ウ) 建設業 (エ) 製造業 (オ) 電気・ガス・熱供給・水道業 (カ) 情報通信業 (キ) 運輸業、郵便業 (ク) 卸売業、小売業 (ケ) 金融業、保険業 (コ) 不動産業、物品賃貸業	(サ) 学術研究、専門・技術サービス業（中分類の学術・開発研究機関及び広告業に分類されるもの） (シ) 生活関連サービス業、娯楽業（中分類のその他の生活関連サービス業に分類されるもの） (ス) 教育、学習支援業（中分類の学校教育に分類されるもの） (セ) 医療、福祉（中分類の医療業、社会保険・社会福祉・介護事業に分類されるもの） (ソ) サービス業（中分類の政治・経済・文化団体に分類されるもの）
---	---

(b) 調査対象職種

78職種（うち行政職相当職種22職種 その他の職種56職種）

d 調査対象の抽出

(a) 標本事業所の抽出

cの(a)に記載した事業所を統計上の理論に従い、規模、産業によって17層に層化し、これらの層から120事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

調査の完結した事業所は、(イ)産業別、規模別調査事業所数のとおりである。

(b) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員はすべて除外した。

e 集計

(a) 調査実人員

初任給関係322人（行政職に相当する調査実人員239人）、初任給関係以外の調査職種4,752人（行政職に相当する調査実人員3,844人）

（調査職種該当者（母集団）の推定数は13,019人であり、行政職に相当するものは、8,466人である。）

(b) 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

(イ)産業別、規模別調査事業所数

規模 産業	規模計	事業所規模					企業規模		
		500人以上	300人～499人	200人～299人	100人～199人	50人～99人	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所
産業計	108	4	3	8	30	63	41	45	22
漁業、鉱業、採石業、 砂利採取業、建設業	8	-	1	-	-	7	7	-	1
製造業	52	4	1	3	14	30	12	29	11
電気・ガス・熱供給・水道 業、情報通信業、 運輸業、郵便業	26	-	1	4	7	14	14	5	7
卸売業、小売業	6	-	-	-	2	4	4	2	-
金融業、保険業、 不動産業、物品賃貸業	3	-	-	-	2	1	2	1	-
教育、学習支援業、医療、 福祉、サービス業	13	-	-	1	5	7	2	8	3

(注) 1 上記のほか、実地調査に際し、調査不能等の事業所が12事業所あった。

2 「サービス業」に含まれる産業は、学術・開発研究機関、広告業、その他の生活関連サービス業及び政治・経済・文化団体である。

(ウ)職種別、学歴別、企業規模別初任給

(単位:円)

職 種	学 歴	規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
新卒事務員・技術者計	大学卒	203,058	214,510	189,453	※ 187,845
	短大卒	176,153	179,824	※ 161,857	※ 169,008
	高校卒	159,178	159,553	158,080	※ 160,463

- (注) 1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、県職員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。
- 2 「500人以上」とは、企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人以上500人未満」とは、企業規模100以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人未満」とは、企業規模100人未満で、かつ事業所規模50人以上の事業所をいう。
- 3 大学卒の中には、大学院修士・博士課程修了者を含む。
- 4 「※」印のあるものは、調査実人員10人未満であることを示す。

(工)企業規模別、職種別、学歴別給与額等

職種名	調査実人員	平均年齢	平成24年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A)－(B)		
	人	歳	円	円	円		
事務 技 術 関 係 種	支店長	12	52.9	698,079	-	698,079	構成員50人以上の支店(社)長(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	9	53.0	695,267	-	695,267	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	3	52.4	705,028	-	705,028	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	工場長	7	54.7	602,681	-	602,681	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	4	52.7	628,299	-	628,299	
	短大卒	1	X	X	X	X	
	高校卒	2	58.8	512,996	-	512,996	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	事務部長	88	51.5	569,611	731	568,880	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び 部長級専門職(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	62	52.2	586,997	1,035	585,962	
	短大卒	6	52.0	522,135	-	522,135	
	高校卒	19	49.6	538,845	163	538,682	
	中学卒	1	X	X	X	X	
技術部長	55	52.2	624,956	8,299	616,657	同 上	
大学卒	28	51.8	692,990	-	692,990		
短大卒	7	55.3	643,679	57,596	586,083		
高校卒	20	51.6	548,265	-	548,265		
中学卒	-	-	-	-	-		
事務部次長	35	51.2	537,447	-	537,447	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職	
大学卒	25	52.8	560,037	-	560,037		
短大卒	3	47.7	478,382	-	478,382		
高校卒	7	48.6	505,669	-	505,669		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術部次長	28	52.3	590,211	3,218	586,993	同 上	
大学卒	13	50.4	625,790	3,997	621,793		
短大卒	7	53.1	544,032	5,807	538,225		
高校卒	8	54.2	578,272	-	578,272		
中学卒	-	-	-	-	-		
事務課長	196	47.4	500,244	6,602	493,642	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長 及び課長級専門職	
大学卒	123	47.0	518,626	4,893	513,733		
短大卒	11	47.4	412,006	5,608	406,398		
高校卒	61	48.0	486,882	9,783	477,099		
中学卒	1	X	X	X	X		
技術課長	198	48.3	548,258	16,660	531,598	同 上	
大学卒	118	47.1	565,072	13,205	551,867		
短大卒	25	51.8	530,198	1,485	528,713		
高校卒	54	48.8	524,387	29,410	494,977		
中学卒	1	X	X	X	X		

職種名	調査実人員	平均年齢	平成24年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A)－(B)		
事務 ・ 技 術 関 係 種	事務課長代理	89	45.5	469,792	21,272	448,520	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理 及び課長代理級専門職
	大学卒	66	44.4	479,169	16,109	463,060	
	短大卒	9	46.9	413,891	11,722	402,169	
	高校卒	14	48.8	466,409	46,286	420,123	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	技術課長代理	106	47.7	514,694	21,992	492,702	同 上
	大学卒	64	45.8	504,934	8,293	496,641	
	短大卒	22	48.8	533,418	34,956	498,462	
	高校卒	20	52.1	526,028	51,458	474,570	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	事務係長	271	46.1	423,460	38,061	385,399	係の長及び係長級専門職
	大学卒	128	44.3	397,292	32,297	364,995	
	短大卒	20	46.4	367,248	32,264	334,984	
	高校卒	122	47.9	459,211	44,681	414,530	
	中学卒	1	X	X	X	X	
	技術係長	230	46.6	499,658	77,508	422,150	同 上
	大学卒	69	43.3	466,102	73,100	393,002	
	短大卒	34	42.1	452,545	59,836	392,709	
	高校卒	122	49.4	528,691	82,899	445,792	
	中学卒	5	51.1	533,244	140,294	392,950	
事務主任	158	41.6	353,633	37,555	316,078		
大学卒	76	38.9	356,227	42,956	313,271		
短大卒	20	42.4	337,792	36,958	300,834		
高校卒	60	44.0	356,653	32,392	324,261		
中学卒	2	57.5	339,044	-	339,044		
技術主任	170	43.2	416,749	81,390	335,359		
大学卒	59	40.3	418,993	82,511	336,482		
短大卒	17	40.6	431,408	116,306	315,102		
高校卒	89	45.2	411,297	75,652	335,645		
中学卒	5	47.1	455,265	59,122	396,143		
事務係員	1,092	36.6	302,149	30,193	271,956		
大学卒	471	34.1	300,888	32,543	268,345		
短大卒	185	37.6	279,750	23,715	256,035		
高校卒	431	38.8	312,180	30,243	281,937		
中学卒	5	48.3	283,616	25,681	257,935		
技術係員	1,109	36.8	371,290	69,782	301,508		
大学卒	414	33.5	358,272	76,398	281,874		
短大卒	139	33.5	352,365	71,144	281,221		
高校卒	550	40.4	388,574	64,041	324,533		
中学卒	6	50.1	332,753	47,706	285,047		

(注) 調査実人員が1人の場合は、個人情報保護の観点から、平均年齢及び平成24年4月分平均支給額をXとしている。(第14表共通)

ウ 職員の給与と民間の給与との比較

職 種	民間の給与 (A)	職員の給与 (B)	較 差 (A)－(B)
行政職給料表関係	373,889 円	372,592 円	1,297 円 (0.35%)
		373,865 円	24 円 (0.01%)

(注) 職員の給与の欄の上段は給与条例の特例措置により実際に支払われた額であり、
下段は給与条例の特例措置の適用がないものとした場合の額である。

3 勤務条件に関する措置の要求の状況

区分	前年度末 未処理件数 (事案件数) A	平成24.4.1～ 25.3.31の 要求案件数 (事案件数) B	平成24.4.1～ 25.3.31の 処理件数 (事案件数) C (D+E)	左の内訳		平成25.3.31現在 未処理件数 (事案件数) F (A+B-C)
				平成23年度末 未処理件数のうち 処理件数 D	平成24年度新規 要求件数のうち処理 件数 E	
措置要求	0	1 (1)	1 (1)	0	1	0

4 不利益処分に関する不服申立ての状況

区分	前年度末 未処理件数 (事案件数) A	平成24.4.1～ 25.3.31の 請求件数 (事案件数) B	平成24.4.1～ 25.3.31の 処理件数 (事案件数) C (D+E)	左の内訳		平成25.3.31現在 未処理件数 (事案件数) F (A+B-C)
				平成23年度末 未処理件数のうち 処理件数 D	平成24年度新規 請求件数のうち処理 件数 E	
分限処分	0	0	0	0	0	0
懲戒処分	28 (6)	1 (1)	1 (1)	1	0	28 (6)
免職	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1	0	1 (1)
	27 (5)	0	0	0	0	27 (5)

和歌山県報

平成二十五年九月二十六日

号外

別冊